

令和 4 年第 3 回定例会  
総務企画委員会説明資料  
(議案関係)

- 1 令和 4 年度 9 月補正予算の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 第 100 号議案 令和 4 年度茨城県一般会計補正予算 (第 4 号)  
・ 県有施設電気料金等高騰対応関連事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 第 104 号議案 地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の  
整備に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 第 107 号議案 土浦市とかすみがうら市との境界変更について・・・・・・・・ 5

令和 4 年 9 月 1 5 日

総 務 部

## 令和4年度9月補正予算の概要について

### 1 基本的な考え方

コロナ禍における原油価格・物価高騰等への対応として、低所得の子育て世帯への支援や飼料・肥料高騰に直面する農業者への支援を行うほか、防犯対策の強化、社会資本の整備など、県政の課題等へ対応するために必要な事業について計上するもの。

### 2 補正予算の規模

○ 一般会計	1 1 7 億 7 5 百万円	(補正後	1 兆 3, 0 5 1 億 8 3 百万円)
○ 特別会計	3 4 百万円	(補正後	4, 6 4 1 億 1 5 百万円)
○ 企業会計	－百万円	(補正後	1, 2 5 4 億 4 2 百万円)
計	1 1 8 億 9 百万円	(補正後	1 兆 8, 9 4 7 億 4 0 百万円)

※ 9月補正後一般会計予算の前年度予算に対する伸び率 △9.6%

総務企画委員会説明資料

総務部管財課

<p>事業名又は議案の 名 称</p>	<p>県有施設電気料金等高騰対応関連事業</p>																																					
<p>1 予 算 額</p>	<p>1 5 3, 1 5 6 千円</p>																																					
<p>2 現況・課題</p>	<p>原油価格の高騰等により電気料金等が値上がりしている状況であり、県庁舎等においては、年間を通しての予算の不足が見込まれる状況である。</p>																																					
<p>3 必要性・ねらい</p>	<p>県庁舎等の光熱水費（電気料金等）の予算の不足額について、補正予算で対応し、適切な庁舎の維持・管理に努めていく必要がある。</p>																																					
<p>4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)</p>	<p>【各庁舎における補正予算額（光熱水費）】 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="512 1032 1417 1435"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">当 初 予算額 (A)</th> <th colspan="3">今回補正額 (B)</th> <th rowspan="2">補正後 予算額 (A + B)</th> </tr> <tr> <th>電気</th> <th>燃料</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県庁舎</td> <td>189, 289</td> <td>80, 131</td> <td>2, 265</td> <td>82, 396</td> <td>271, 685</td> </tr> <tr> <td>合同庁舎 (水戸合同庁舎 ほか 10 庁舎)</td> <td>84, 675</td> <td>62, 805</td> <td>—</td> <td>62, 805</td> <td>147, 480</td> </tr> <tr> <td>三の丸庁舎</td> <td>9, 673</td> <td>7, 955</td> <td>—</td> <td>7, 955</td> <td>17, 628</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>283, 637</td> <td>150, 891</td> <td>2, 265</td> <td>153, 156</td> <td>436, 793</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参 考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気…庁舎の照明、空調等</li> <li>・燃料…庁舎の空調熱源（ガス）</li> </ul>					区 分	当 初 予算額 (A)	今回補正額 (B)			補正後 予算額 (A + B)	電気	燃料	計	県庁舎	189, 289	80, 131	2, 265	82, 396	271, 685	合同庁舎 (水戸合同庁舎 ほか 10 庁舎)	84, 675	62, 805	—	62, 805	147, 480	三の丸庁舎	9, 673	7, 955	—	7, 955	17, 628	合 計	283, 637	150, 891	2, 265	153, 156	436, 793
区 分	当 初 予算額 (A)	今回補正額 (B)			補正後 予算額 (A + B)																																	
		電気	燃料	計																																		
県庁舎	189, 289	80, 131	2, 265	82, 396	271, 685																																	
合同庁舎 (水戸合同庁舎 ほか 10 庁舎)	84, 675	62, 805	—	62, 805	147, 480																																	
三の丸庁舎	9, 673	7, 955	—	7, 955	17, 628																																	
合 計	283, 637	150, 891	2, 265	153, 156	436, 793																																	
<p>5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)</p>	<p>○電力使用量の状況（4～6月） (単位：kWh)</p> <table border="1" data-bbox="552 1738 1313 2022"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>R3 年度</th> <th>R4 年度</th> <th>R4/R3 比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県庁舎</td> <td>2, 069, 300</td> <td>2, 104, 440</td> <td>102%</td> </tr> <tr> <td>合同庁舎 (水戸合同庁舎 ほか 10 庁舎)</td> <td>703, 647</td> <td>660, 289</td> <td>94%</td> </tr> <tr> <td>三の丸庁舎</td> <td>121, 599</td> <td>126, 086</td> <td>104%</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2, 894, 546</td> <td>2, 890, 815</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	R3 年度	R4 年度	R4/R3 比	県庁舎	2, 069, 300	2, 104, 440	102%	合同庁舎 (水戸合同庁舎 ほか 10 庁舎)	703, 647	660, 289	94%	三の丸庁舎	121, 599	126, 086	104%	合 計	2, 894, 546	2, 890, 815	100%													
区 分	R3 年度	R4 年度	R4/R3 比																																			
県庁舎	2, 069, 300	2, 104, 440	102%																																			
合同庁舎 (水戸合同庁舎 ほか 10 庁舎)	703, 647	660, 289	94%																																			
三の丸庁舎	121, 599	126, 086	104%																																			
合 計	2, 894, 546	2, 890, 815	100%																																			

# 総務企画委員会説明資料

総務部人事課

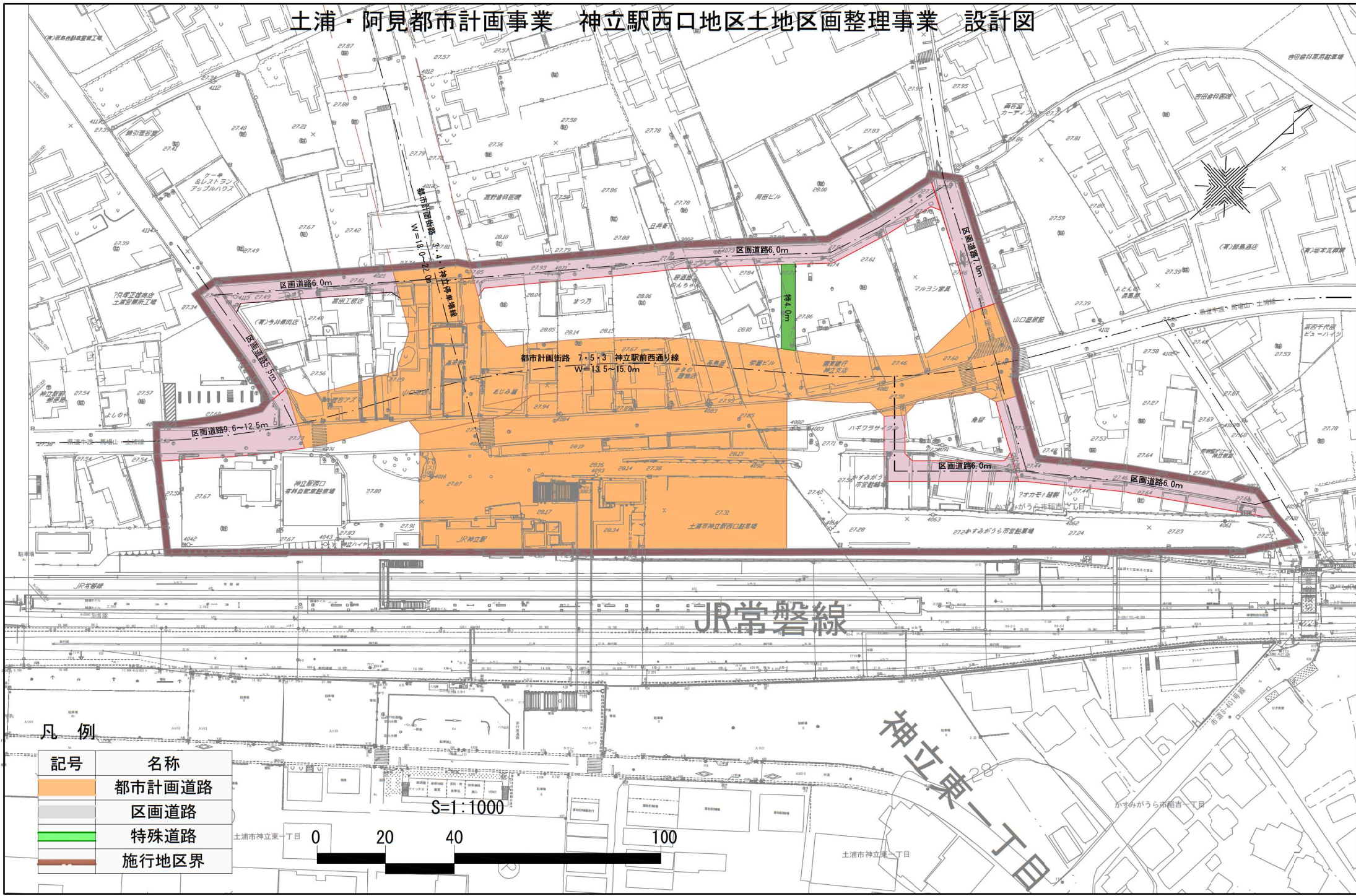
項目	地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例【一部改正】
<p><b>1 改正の理由</b></p> <p>地方公務員の定年を原則 65 歳まで段階的に引き上げる「地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）」が令和 5 年 4 月 1 日に施行されること等に伴い、関係条例を一括して整備するもの。</p> <p><b>2 内容</b></p> <p>(1) 定年引上げに伴う制度等に関する規定の整備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 定年年齢の段階的引上げ 定年を原則60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引上げ</li><li>② 役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）の導入 管理監督職の上限年齢を原則60歳とし、60歳以後に管理監督職以外の職へ降任する制度を規定</li><li>③ 定年前再任用短時間勤務制の新設 60歳に達した日以後定年前に退職した職員を定年前再任用短時間勤務職員として採用することができる制度を規定</li><li>④ 情報提供・意思確認制度の新設 60歳以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する情報の提供並びに勤務意思の確認を実施</li></ul> <p>(2) 定年引上げに伴う給与に関する規定の整備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 60歳を超える職員の給料月額を60歳前の7割水準に設定</li><li>② 60歳に達した日以後定年前に退職した職員の退職手当は、定年を理由に退職した職員と同様に算出</li><li>③ 定年前再任用短時間勤務職員の給料及び各種手当を規定</li></ul> <p>(3) 再任用に関する規定の整備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 現行の再任用制度の廃止</li><li>② 定年引上げの経過措置の間、暫定再任用制度を設置</li></ul> <p>(4) その他所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"><li>&lt;改正条例&gt;職員の勤務時間に関する条例等18条例</li><li>&lt;廃止条例&gt;職員の再任用に関する条例</li></ul> <p><b>3 効果・影響</b></p> <p>豊富な知識、技術、経験等を持つ 60 歳超職員の活用</p> <p><b>4 施行日</b></p> <p>令和 5 年 4 月 1 日外</p>	

# 総務企画委員会説明資料

総務部市町村課

項 目	土浦市とかすみがうら市との境界変更について																		
<b>1 現況・課題</b>	土浦市とかすみがうら市に跨る土地区画整理事業の施行による地形の変更に伴い、従来の境界をあてはめると不合理となる区域が生じている。																		
<b>2 必要性・ねらい</b>	従来の境界をあてはめると不合理となる区域を解消するため、地方自治法の規定に基づき、土浦市とかすみがうら市との境界の一部を変更しようとするもの 【土地区画整理事業の概要】 ①事業名：土浦・阿見都市計画事業神立駅西口地区土地区画整理事業 ②施行者：土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合 ③事業認可年月日：平成24年11月19日 ④事業面積：2.2ha（土浦市1.3ha、かすみがうら市0.9ha） ⑤換地処分予定年月日：令和5年6月30日																		
<b>3 内容</b>	<p>(1) 境界変更に係る面積（編入面積）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">土浦市→かすみがうら市</td> <td style="width: 50%;">かすみがうら市→土浦市</td> </tr> <tr> <td>704.00 m<sup>2</sup></td> <td>704.00 m<sup>2</sup></td> </tr> </table> <p>(2) 手続及びスケジュール</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">手続</th> <th style="width: 50%;">年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①市議会の議決</td> <td>令和4年3月23日（土浦市） 令和4年3月24日（かすみがうら市）</td> </tr> <tr> <td>②両市から境界変更の申請</td> <td>令和4年4月15日</td> </tr> <tr> <td>③県議会に議案提出</td> <td>令和4年9月</td> </tr> <tr> <td>④県議会の議決後、知事が決定し、総務大臣に届出</td> <td>令和4年10月（予定）</td> </tr> <tr> <td>⑤総務大臣が官報に告示</td> <td>令和4年12月下旬（予定）</td> </tr> <tr> <td>⑥境界変更の効力発生</td> <td>令和5年1月1日（予定）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 人口移動：なし (4) 財産処分：なし</p>	土浦市→かすみがうら市	かすみがうら市→土浦市	704.00 m <sup>2</sup>	704.00 m <sup>2</sup>	手続	年月日	①市議会の議決	令和4年3月23日（土浦市） 令和4年3月24日（かすみがうら市）	②両市から境界変更の申請	令和4年4月15日	③県議会に議案提出	令和4年9月	④県議会の議決後、知事が決定し、総務大臣に届出	令和4年10月（予定）	⑤総務大臣が官報に告示	令和4年12月下旬（予定）	⑥境界変更の効力発生	令和5年1月1日（予定）
土浦市→かすみがうら市	かすみがうら市→土浦市																		
704.00 m <sup>2</sup>	704.00 m <sup>2</sup>																		
手続	年月日																		
①市議会の議決	令和4年3月23日（土浦市） 令和4年3月24日（かすみがうら市）																		
②両市から境界変更の申請	令和4年4月15日																		
③県議会に議案提出	令和4年9月																		
④県議会の議決後、知事が決定し、総務大臣に届出	令和4年10月（予定）																		
⑤総務大臣が官報に告示	令和4年12月下旬（予定）																		
⑥境界変更の効力発生	令和5年1月1日（予定）																		
<b>4 参考事項</b>	<p>【県内における最近の境界変更事例】</p> <p>①下妻市と筑西市（令和2年7月1日効力発生） ②龍ヶ崎市と利根町（令和元年7月1日効力発生）</p>																		

土浦・阿見都市計画事業 神立駅西口地区土地区画整理事業 設計図

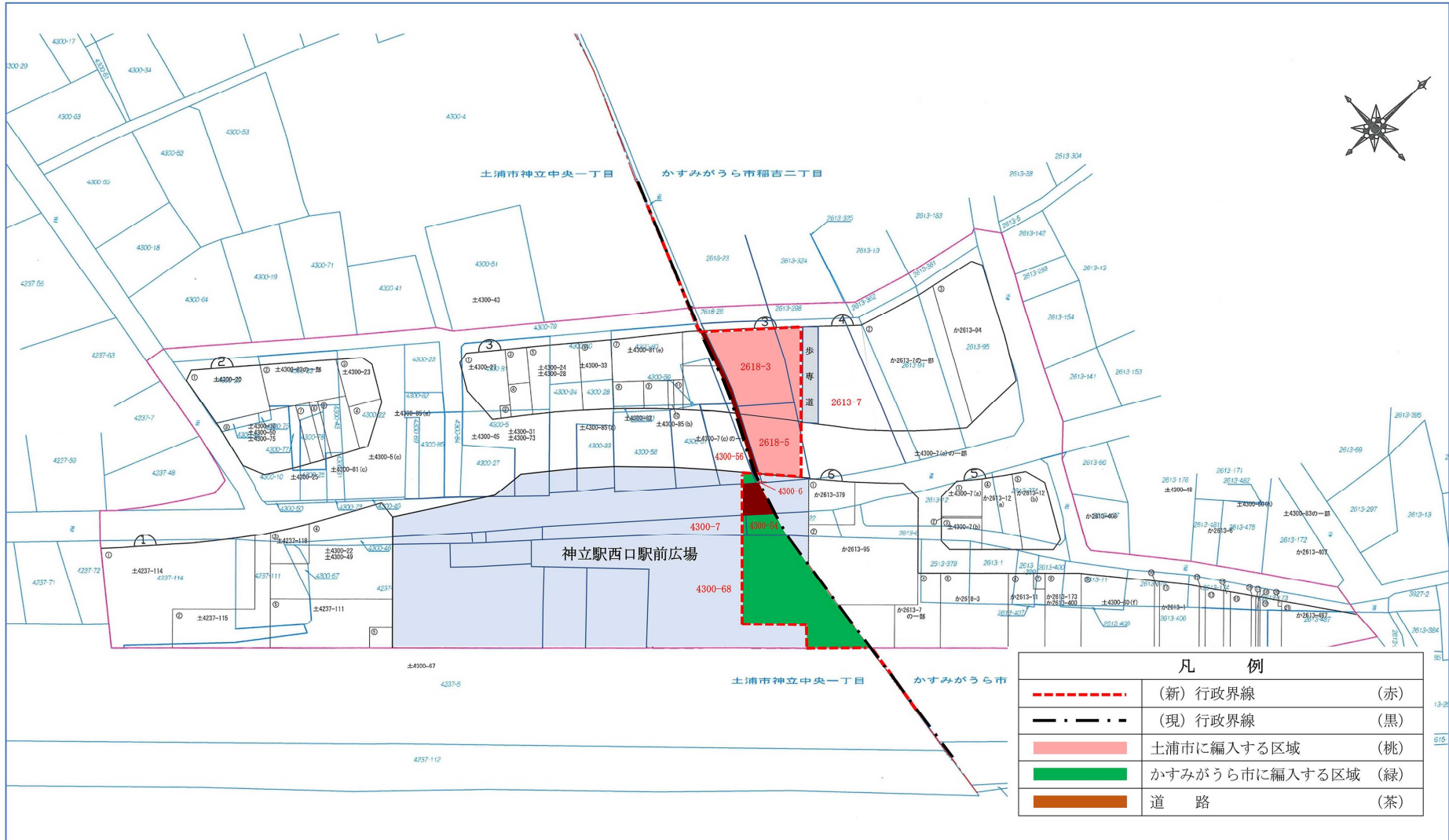


凡例

記号	名称
	都市計画道路
	区画道路
	特殊道路
	施行地区界



# 神立駅西口地区土地区画整理事業 行政界変更区域明細図







令和 4 年第 3 回定例会  
総務企画委員会説明資料  
(条例新旧対照表)

- 1 第 104 号議案 地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の  
整備に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

令和 4 年 9 月 1 5 日  
総 務 部

職員の勤務時間に関する条例（昭和26年茨城県条例第40号）新旧対照表【第1条関係】

改正案	現行
<p>(1 週間の勤務時間)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 法第 22 条の 4 第 1 項</p> <hr/> <p>に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 15 時間 30 分から 31 時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4～5 [略]</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第 3 条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの 5 日間において、1 日につき 7 時間 45 分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1 週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い 1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職</p>	<p>(1 週間の勤務時間)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 法第 28 条の 4 第 1 項若しくは第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員で法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 15 時間 30 分から 31 時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4～5 [略]</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第 3 条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの 5 日間において、1 日につき 7 時間 45 分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1 週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い 1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職</p>
<p>員については、1 週間ごとの期間について、1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、4 週間ごとの期間につき 8 日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては 8 日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては 8 日以上(の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4 週間ごとの期間につき 8 日(育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、8 日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会規則の定めるところにより、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(非常勤職員等の勤務時間)</p> <p>第 10 条 非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)及び臨時的に任用された職員の勤務時間については、第 2 条から前条までの規定にかかわらず、人事委員会の定める基準に従い、任命権者が定める。</p>	<p>員については、1 週間ごとの期間について、1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、4 週間ごとの期間につき 8 日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては 8 日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては 8 日以上(の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4 週間ごとの期間につき 8 日(育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、8 日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会規則の定めるところにより、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(非常勤職員等の勤務時間)</p> <p>第 10 条 非常勤職員(<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員を除く。)及び臨時的に任用された職員の勤務時間については、第 2 条から前条までの規定にかかわらず、人事委員会の定める基準に従い、任命権者が定める。</p>

職員の分限に関する条例（昭和26年茨城県条例第41号）新旧対照表【第2条関係】

改正案	現行
<p>(降給の事由等)</p> <p>第2条の2 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下の号給に変更することをいう。以下同じ。)並びに法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合において、降格することをいう。)とする。</p> <p>2 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し_____、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 休職者に対する休職期間中の給与については職員の給与に関する条例(昭和27年茨城県条例第9条)で別に定める。</p> <p>(失職の特例)</p> <p>第6条 任命権者は、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が公務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通</p>	<p>(降給の事由等)</p> <p>第2条の2 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下の号給に変更することをいう。以下同じ。)_____とする。</p> <p>2 任命権者は、職員が降任された_____場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 休職者に対する休職期間中の給与については職員の給与に関する条例_____で別に定める。</p> <p>(失職の特例)</p> <p>第6条 任命権者は、<u>禁こ</u>以上の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が公務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通</p>

事故に係るものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとすることができる。

2 [略]

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 職員の給与に関する条例付則第25項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の2第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「とする」とあるのは、「並びに職員の給与に関する条例付則第25項の規定による降給とする」とする。

3 第3条第2項の規定は、職員の給与に関する条例付則第25項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。

事故に係るものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとすることができる。

2 [略]

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

[新設]

[新設]



間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(削る)

(通勤手当)

第 12 条 通勤手当は、左に掲げる職員に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項から第 3 項までにおいて「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項から第 3 項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの(以下この条において「交通用具」という。)を使用することを常例とする職員(交通用具を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通用具を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) [略]

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則

第 6 条の 2 法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)の給料月額、前条第 11 項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第 2 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第 12 条 通勤手当は、左に掲げる職員に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下 \_\_\_\_\_ 「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下 \_\_\_\_\_ 「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの(以下 \_\_\_\_\_ 「交通用具」という。)を使用することを常例とする職員(交通用具を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通用具を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) [略]

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則

で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号において「1 箇月当たりの運賃等相当額」という。))が 55,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が 2 以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額が 55,000 円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第 2 号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定める交通用具の使用距離の区分に応じ、55,000 円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額(定年再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額(加算がなされる場合には、加算後の額)に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(3) [略]

3 新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下この項において「新幹線鉄道等」という。)を利用せずに通勤するものとした場合における通勤距離等の実情を考慮する必要があると認められる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、通勤のため、新幹線鉄道等での利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第 1 号において同じ。)を負担すること

で定めるところにより算出したその者\_の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下 \_\_\_\_\_ 「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下 \_\_\_\_\_ 「1 箇月当たりの運賃等相当額」という。))が 55,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者\_が 2 以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者\_の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第 2 号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定める交通用具の使用距離の区分に応じ、55,000 円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額(短時間勤務職員\_のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額(加算がなされる場合には、加算後の額)に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(3) [略]

3 新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下 \_\_\_\_\_ 「新幹線鉄道等」という。)を利用せずに通勤するものとした場合における通勤距離等の実情を考慮する必要があると認められる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、通勤のため、新幹線鉄道等での利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下 \_\_\_\_\_ 同じ。)を負担すること

を常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が20,000円(高速自動車国道その他の有料の道路の利用に係る実情を考慮して人事委員会規則で定める場合にあつては、25,000円。以下この号において同じ。)を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) [略]

4 第1項第3号に掲げる職員で、交通用具の駐車のため駐車場(人事委員会規則で定めるものに限る。)を利用してその料金(以下この項において「駐車料金」という。)を負担することを常例とする職員(人事委員会規則で定める職員に限る。)の通勤手当の額は、第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、人事委員会規則で定めるところにより算出した1箇月当たりの駐車料金の額の2分の1に相当する額(当該額が1,500円(交通用具が自動車である場合にあつては、3,500円。以下この項において同じ。)を超えるときは、1,500円)を加算した額とする。

5～8 [略]

を常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が20,000円(高速自動車国道その他の有料の道路の利用に係る実情を考慮して人事委員会規則で定める場合にあつては、25,000円。以下この号において同じ。)を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) [略]

4 第1項第3号に掲げる職員で、交通用具の駐車のため駐車場(人事委員会規則で定めるものに限る。)を利用してその料金(以下「駐車料金」という。)を負担することを常例とする職員(人事委員会規則で定める職員に限る。)の通勤手当の額は、第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、人事委員会規則で定めるところにより算出した1箇月当たりの駐車料金の額の2分の1に相当する額(当該額が1,500円(交通用具が自動車である場合にあつては、3,500円。以下この項において同じ。)を超えるときは、1,500円)を加算した額とする。

5～8 [略]

(時間外勤務手当)

第16条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外に勤務した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) [略]

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外に勤務した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 [略]

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。)の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(前項に規定する人事委員会規則で定める時間を除く。)との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時

(時間外勤務手当)

第16条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外に勤務した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) [略]

2 短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外に勤務した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 [略]

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。)の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(前項に規定する人事委員会規則で定める時間を除く。)との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時



離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮 以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。 )で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮 以上の刑に処せられたもの

第 22 条の 3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮 以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 5 項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) [略]

2~4 [略]

5 任命権者は、一時差し止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差し止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差し止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差し止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差し止処分を受けた者が当該一時差し止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮 以上の刑に処せられなかつた場合

(2)・(3) [略]

離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮こ以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。 )で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮こ以上の刑に処せられたもの

第 22 条の 3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮こ以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 5 項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) [略]

2~4 [略]

5 任命権者は、一時差し止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差し止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差し止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差し止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差し止処分を受けた者が当該一時差し止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮こ以上の刑に処せられなかつた場合

(2)・(3) [略]

6~8 [略]

(勤勉手当)

第 22 条の 4 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この項から第 3 項まで及び付則第 16 項第 4 号においてこれらの日を「基準日」という。 )にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前 6 箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。 )についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給される勤勉手当の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第 16 項第 4 号において同じ。 )において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 95(特定幹部職員にあつては、100 分の 115)を乗じて得た額の総額

イ 学長の職にある職員 当該職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 100 を乗じて得た額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 45(特定幹部職員にあつては、100 分の 55)を乗じて得た額の総額

6~8 [略]

(勤勉手当)

第 22 条の 4 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条及び付則第 17 項第 4 号 においてこれらの日を「基準日」という。 )にそれぞれ在職する職員に対し、その者の 基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前 6 箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。 )についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給される勤勉手当の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員 以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第 17 項第 4 号において同じ。 )において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 95(特定幹部職員にあつては、100 分の 115)を乗じて得た額の総額

イ 学長の職にある職員 当該職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 100 を乗じて得た額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額



(削除)

(削除)

3～5 [略]

(義務教育等教員特別手当)

第 22 条の 6 [略]

2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000 円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級の別)に応じて、人事委員会規則で定める。

3～5 [略]

(特定の職員に対する適用除外)

第 23 条の 2 [略]

2 [略]

3 第 6 条第 3 項から第 10 項まで、第 9 条の 3 から第 11 条まで、第 11 条の 3、第 11 条の 5、第 13 条、第 14 条の 2 から第 14 条の 4 まで及び第 23 条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

4～5 [略]

付 則

1 [略]

2 この条例施行の際、従前の規定に基づいて行われた給与に関する決定その他の手続は、この条例の規定に基づいて行われたものとみなす。

3 [略]

4 未帰還職員の給与の取扱については、この条例の規定にかかわらず

ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤め手当基礎額に 100 分の 45(特定幹部職員にあつては、100 分の 55)を乗じて得た額の総額

イ 学長の職にある職員 当該職員の勤め手当基礎額に 100 分の 52.5 を乗じて得た額

3～5 [略]

(義務教育等教員特別手当)

第 22 条の 6 [略]

2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000 円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(再任用職員)にあつては、職務の級の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3～5 [略]

(特定の職員に対する適用除外)

第 23 条の 2 [略]

2 [略]

3 第 9 条の 3 から第 11 条まで、第 11 条の 3、第 11 条の 5、第 13 条、第 14 条の 2 から第 14 条の 4 まで及び第 23 条の規定は、再任用職員には適用しない。

4～5 [略]

付 則

1 [略]

2 この条例施行の際、従前の規定に基づいてなされた給与に関する決定その他の手続は、この条例の規定に基づいてなされたものとみなす。

3 [略]

4 未帰還職員の給与の取扱については、この条例の規定にかかわらず

ず、なお、従前の例による。ただし、当該未帰還職員が帰還するまでの間は、給与を支給しない。

5・6 [略]

7 前項の規定による期末手当の額は、施行日において職員が受けるべき給料の月額等の合計額(第 22 条の規定により支給される期末手当の額の計算の基礎となる給料の月額その他の額の合計額を算定する場合の例により算定した額をいう。)に 100 分の 30 を乗じて得た額に、昭和 49 年 3 月 2 日から施行日までの間における当該職員の在職期間に応じて人事委員会規則で定める割合を乗じた得た額とする。

8 [略]

(削る)

9～10 [略]

11 第 9 条の 2 の規定により管理職手当を支給される職員(以下この項及び付則第 14 項において「管理職手当受給者」という。)の給料月額は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 25 年 6 月 30 日までの間において、第 5 条及び第 6 条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額(付則第 16 項の規定により給与が減額されて支給される管理職手当受給者にあつては、当該額から、当該額に 100 分の 0.4 を乗じて得た額(当該額に 100 分の 99.6 を乗じて得た額が当該管理職手当受給者の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、当該額から当該管理職手当受給者の属する職務の級における最低の

ず、なお、従前の例による。但し、その者が帰還するまでの間は、給与を支給しない。

5・6 [略]

7 前項の規定による期末手当の額は、施行日において職員が受けるべき給料の月額等の合計額(第 22 条の規定により支給される期末手当の額の計算の基礎となる給料の月額その他の額の合計額を算定する場合の例により算定した額をいう。)に 100 分の 30 を乗じて得た額に、昭和 49 年 3 月 2 日から施行日までの間におけるその者の在職期間に応じて人事委員会規則で定める割合を乗じた得た額とする。

8 [略]

9 職員の定年等に関する条例(昭和 59 年茨城県条例第 6 号)第 3 条ただし書又は教育公務員特例法(昭和 24 年法律第 1 号)第 8 条の規定に基づき、定年の年齢が 65 歳以上と定められている職員に係る第 6 条第 6 項の規定の適用については、同項中「58 歳」とあるのは「63 歳」とし、同条第 9 項の規定の適用については、同項中「60 歳」とあるのは「65 歳」とする。

10～11 [略]

12 第 9 条の 2 の規定により管理職手当を支給される職員(以下この項及び付則第 15 項において「管理職手当受給者」という。)の給料月額は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 25 年 6 月 30 日までの間において、第 5 条及び第 6 条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額(付則第 17 項の規定により給与が減額されて支給される管理職手当受給者にあつては、当該額から、当該額に 100 分の 0.4 を乗じて得た額(当該額に 100 分の 99.6 を乗じて得た額が当該管理職手当受給者の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、当該額から当該管理職手当受給者の属する職務の級における最低の

号給の給料月額を減じた額)に相当する額を減じた額)から当該額に規則で定める管理職手当受給者の区分に応じ 100 分の 5, 100 分の 4 又は 100 分の 3 のいずれかのうち規則で定める割合を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数を生じたときは, これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし, 手当(地域手当(当該地域手当の額が当該地域手当以外の手当の額の算出の基礎となる場合における当該地域手当を除く。), 期末手当及び勤勉手当を除く。)の額及び給料の調整額の算出の基礎となる給料月額は, これらの規定により定められる額とする。

#### 12～14 [略]

15 当分の間, 第 15 条の規定にかかわらず, 職員が負傷(公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため, 又は疾病に係る就業禁止の措置(人事委員会規則で定める措置に限る。)により, 当該療養のための療養休暇又は当該措置の開始の日から起算して 90 日(人事委員会規則で定める場合にあっては, 1 年)を超えて勤務しないときは, 当該 90 日(人事委員会規則で定める場合には, 1 年)経過後の当該療養休暇又は当該措置に係る日につき, 給料の半額を減ずる。ただし, 人事委員会規則で定める手当の算定については, 当該職員の給料の半減前の額をその算定の基礎となる給料の額とする。

#### 16 [略]

(1) 給料月額 当該特定減額職員の給料月額(当該特定減額職員が前項の規定の適用を受ける者である場合における同項本文の規定により半額を減ぜられた給料月額を含む。以下同じ。)に 100 分の 0.4 を乗じて得た額(当該特定減額職員の給料月額に 100 分の 99.6 を乗じて得た額が当該特定減額職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額(当該特定減額職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては, 当該最低の号給の給料月額からその半額を減じた

号給の給料月額を減じた額)に相当する額を減じた額)から当該額に規則で定める管理職手当受給者の区分に応じ 100 分の 5, 100 分の 4 又は 100 分の 3 のいずれかのうち規則で定める割合を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数を生じたときは, これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし, 手当(地域手当(当該地域手当の額が当該地域手当以外の手当の額の算出の基礎となる場合における当該地域手当を除く。), 期末手当及び勤勉手当を除く。)の額及び給料の調整額の算出の基礎となる給料月額は, これらの規定により定められる額とする。

#### 13～15 [略]

16 当分の間, 第 15 条の規定にかかわらず, 職員が負傷(公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため, 又は疾病に係る就業禁止の措置(人事委員会規則で定めるものに限る。)により, 当該療養のための療養休暇又は当該措置の開始の日から起算して 90 日(人事委員会規則で定める場合にあっては, 1 年)を超えて勤務しないときは, 当該 90 日(人事委員会規則で定める場合にあっては, 1 年)経過後の当該療養休暇又は当該措置に係る日につき, 給料の半額を減ずる。ただし, 人事委員会規則で定める手当の算定については, 当該職員の給料の半減前の額をその算定の基礎となる給料の額とする。

#### 17 [略]

(1) 給料月額 当該特定減額職員の給料月額(当該特定減額職員が前項の規定の適用を受ける者である場合における同項本文の規定により半額を減ぜられた給料月額を含む。以下同じ。)に 100 分の 0.4 を乗じて得た額(当該特定減額職員の給料月額に 100 分の 99.6 を乗じて得た額が当該特定減額職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額(当該特定減額職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては, 当該最低の号給の給料月額からその半額を減じた

額。以下この号において同じ。)に達しない場合(以下この項, 付則第 18 項及び第 19 項において「最低号給に達しない場合」という。)にあっては, 当該特定減額職員の給料月額から当該特定減額職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項及び付則第 18 項において「給料月額減額基礎額」という。))

#### (2)・(3) [略]

(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定減額職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額(第 22 条の 4 第 4 項において準用する第 22 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては, 当該合計額に, 当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額(同項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(以下この号において「管理監督職員」という。)にあっては, その額に, 給料月額に同項に規定する 100 分の 25 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。付則第 20 項において「勤勉手当減額対象額」という。)に, 当該特定減額職員に支給される勤勉手当に係る第 22 条の 4 第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た額に 100 分の 0.4 を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては, それぞれその基準日現在において当該特定減額職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額(同条第 4 項において準用する第 22 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては, 当該合計額に, 当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあっては, その額に, 給料月額減額基礎額に同項に規定する 100 分の 25 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。付則第 19 項において「勤勉手当減額基礎額」とい

額。以下この号において同じ。)に達しない場合(以下この項, 付則第 19 項及び第 20 項において「最低号給に達しない場合」という。)にあっては, 当該特定減額職員の給料月額から当該特定減額職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項及び付則第 19 項において「給料月額減額基礎額」という。))

#### (2)・(3) [略]

(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定減額職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額(第 22 条の 4 第 4 項において準用する第 22 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては, 当該合計額に, 当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額(同項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(以下この号において「管理監督職員」という。)にあっては, その額に, 給料月額に同項に規定する 100 分の 25 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。付則第 20 項において「勤勉手当減額対象額」という。)に, 当該特定減額職員に支給される勤勉手当に係る第 22 条の 4 第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た額に 100 分の 0.4 を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては, それぞれその基準日現在において当該特定減額職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額(同条第 4 項において準用する第 22 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては, 当該合計額に, 当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあっては, その額に, 給料月額減額基礎額に同項に規定する 100 分の 25 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。付則第 20 項において「勤勉手当減額基礎額」とい

う。)に、当該特定減額職員に支給される勤勉手当に係る第 22 条の 4 第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(5) 略

17 [略]

18 付則第 16 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第 15 条から第 18 条までに規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 19 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、次の各号に掲げる勤務 1 時間当たりの給与額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額を減じた額とする。

(1) 第 15 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額 給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから第 19 条第 1 項の人事委員会規則で定める時間を減じたもの(以下この項及び付則第 22 項において「総勤務時間数」という。)で除して得た額に 100 分の 0.4 を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額に 12 を乗じ、その額を総勤務時間数で除して得た額)

(2) [略]

19 付則第 16 項の規定が適用される間、第 22 条の 4 第 2 項第 1 号アに定める額は、同号アの規定にかかわらず、同号アの規定により算出した額から、同号アに掲げる職員で付則第 16 項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6 月に支給する場合には 100 分の 0.34(特定幹部職員にあつては、100 分の 0.42)、12 月に支給する場合には 100 分の 0.38(特定幹部職員にあつては、100 分の 0.46)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合には、

いう。)に、当該特定減額職員に支給される勤勉手当に係る第 22 条の 4 第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(5) 略

18 [略]

19 付則第 17 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第 15 条から第 18 条までに規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 19 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、次の各号に掲げる勤務 1 時間当たりの給与額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額を減じた額とする。

(1) 第 15 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額 給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから第 19 条第 1 項の人事委員会規則で定める時間を減じたもの(以下この項及び付則第 23 項において「総勤務時間数」という。)で除して得た額に 100 分の 0.4 を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額に 12 を乗じ、その額を総勤務時間数で除して得た額)

(2) [略]

20 付則第 17 項の規定が適用される間、第 22 条の 4 第 2 項第 1 号アに定める額は、同号アの規定にかかわらず、同号アの規定により算出した額から、同号アに掲げる職員で付則第 17 項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6 月に支給する場合には 100 分の 0.34(特定幹部職員にあつては、100 分の 0.42)、12 月に支給する場合には 100 分の 0.38(特定幹部職員にあつては、100 分の 0.46)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合には、

勤勉手当減額基礎額に、6 月に支給するときは 100 分の 85(特定幹部職員にあつては、100 分の 105)、12 月に支給するときは 100 分の 95(特定幹部職員にあつては、100 分の 115)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

20 平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間(以下「特例期間」という。)においては、第 5 条第 1 項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員(学長の職にある職員を除く。)に対する給料月額(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成 18 年茨城県条例第 5 号)付則第 7 項から第 9 項までの規定による給料を含み、当該職員が付則第 15 項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項本文の規定により半額を減ぜられた給料月額(同条例付則第 7 項から第 9 項までの規定による給料を含む。)をいう。以下同じ。)の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される支給減額率(平成 25 年 7 月 1 日(特例期間内に採用される職員にあつては、採用の日)(以下この項において「支給減額率適用開始日」という。)において職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級(特例期間内において、職員の属する職務の級に異動(同表の左欄に掲げる給料表の適用を異にする異動を除く。)があり、当該異動の日における当該職員の属する職務の級が支給減額率適用開始日における当該職員の属する職務の級より下位の職務の級になる場合には、当該異動の日以後は、当該異動の日において当該職員に適用される同表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級)の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合をいう。付則第 22 項において同じ。)を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額を減ずる。

21~22 [略]

23 特例期間においては、付則第 16 項の規定の適用を受ける職員に対す

勤勉手当減額基礎額に、6 月に支給するときは 100 分の 85(特定幹部職員にあつては、100 分の 105)、12 月に支給するときは 100 分の 95(特定幹部職員にあつては、100 分の 115)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

21 平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間(以下「特例期間」という。)においては、第 5 条第 1 項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員(学長の職にある職員を除く。)に対する給料月額(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成 18 年茨城県条例第 5 号)付則第 7 項から第 9 項までの規定による給料を含み、当該職員が付則第 16 項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項本文の規定により半額を減ぜられた給料月額(同条例付則第 7 項から第 9 項までの規定による給料を含む。)をいう。以下同じ。)の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される支給減額率(平成 25 年 7 月 1 日(特例期間内に採用される職員にあつては、採用の日)(以下この項において「支給減額率適用開始日」という。)において職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級(特例期間内において、職員の属する職務の級に異動(同表の左欄に掲げる給料表の適用を異にする異動を除く。)があり、当該異動の日における当該職員の属する職務の級が支給減額率適用開始日における当該職員の属する職務の級より下位の職務の級になる場合には、当該異動の日以後は、当該異動の日において当該職員に適用される同表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級)の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合をいう。付則第 23 項において同じ。)を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額を減ずる。

22~23 [略]

24 特例期間においては、付則第 17 項の規定の適用を受ける職員に対す

る付則第 20 項、第 21 項第 2 号及び前項の規定の適用については、付則第 20 項中「給料月額に」とあるのは「給料月額から付則第 16 項第 1 号に定める額に相当する額を減じた額に」と、付則第 21 項第 2 号中「前項」とあるのは「付則第 23 項の規定により読み替えられた前項」と、前項中「除して得た額」とあるのは「除して得た額から付則第 18 項第 1 号の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額」とする。

24 第 9 条の 2 の規定により管理職手当を支給される職員(以下「管理職手当受給者」という。)の給料月額は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間において、第 5 条及び第 6 条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額(付則第 16 項の規定により給与が減ぜられて支給される管理職手当受給者にあつては、当該額から、当該額に 100 分の 0.4 を乗じて得た額(当該額に 100 分の 99.6 を乗じて得た額が当該管理職手当受給者の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、当該額から当該管理職手当受給者の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額)に相当する額を減じた額)から当該額に規則で定める管理職手当受給者の区分に応じ 100 分の 5、100 分の 3、100 分の 2 又は 100 分の 1 のいずれかのうち規則で定める割合を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額及び給料の調整額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められる額とする。

25 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日(付則第 27 項及び第 29 項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第 6 条第 2 項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第 3 項、第 4 項、第 6 項及び第 7 項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額

る付則第 21 項、第 22 項第 2 号及び前項の規定の適用については、付則第 21 項中「給料月額に」とあるのは「給料月額から付則第 17 項第 1 号に定める額に相当する額を減じた額に」と、付則第 22 項第 2 号中「前項」とあるのは「付則第 24 項の規定により読み替えられた前項」と、前項中「除して得た額」とあるのは「除して得た額から付則第 19 項第 1 号の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額」とする。

25 第 9 条の 2 の規定により管理職手当を支給される職員(以下「管理職手当受給者」という。)の給料月額は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間において、第 5 条及び第 6 条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額(付則第 17 項の規定により給与が減ぜられて支給される管理職手当受給者にあつては、当該額から、当該額に 100 分の 0.4 を乗じて得た額(当該額に 100 分の 99.6 を乗じて得た額が当該管理職手当受給者の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、当該額から当該管理職手当受給者の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額)に相当する額を減じた額)から当該額に規則で定める管理職手当受給者の区分に応じ 100 分の 5、100 分の 3、100 分の 2 又は 100 分の 1 のいずれかのうち規則で定める割合を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額及び給料の調整額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められる額とする。

(新設)

に 100 分の 70 を乗じて得た額(当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。)とする。

26 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和 4 年茨城県条例第 1 号)第 11 条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例(昭和 59 年茨城県条例第 6 号)第 3 条ただし書に規定する職員に相当する職員として人事委員会規則で定める職員
- (3) 職員の定年等に関する条例(以下この項において「定年条例」という。)第 3 条ただし書に規定する職員
- (4) 定年条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務している職員(定年条例第 2 条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)
- (5) 定年条例第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する異動期間(同項又は同条第 2 項の規定により延長された期間を含む。)を延長された定年条例第 6 条に規定する職を占める職員

27 法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び付則第 31 項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第 25 項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項及び付則第 29 項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額(当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを

(新設)

(新設)

<p>切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、付則第25項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</p>	
<p>28 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</p>	(新設)
<p>29 警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命により職員となつた者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第6条に規定する公安職俸給表に定められる俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、付則第25項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</p>	(新設)
<p>30 付則第28項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、付則第28項中「前項」とあるのは「第29項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。</p>	(新設)
<p>31 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(付則第25項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第27項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、付則第27項及び第28項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p>	(新設)
<p>32 付則第27項、第29項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第25項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前5項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p>	(新設)
<p>33 付則第27項、第29項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第14条の5第2項、第14条の6第2項、第14条の7第2項及び第22条第5項(第22条の4第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と付則第27項、第29項、第31項又は第32項の規定による給料の額との合計額」とする。</p>	(新設)
<p>34 付則第25項から前項までに定めるもののほか、付則第25項の規定による給料月額、付則第27項の規定による給料その他付則第25項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>	(新設)

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考 (略)

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
定年前再任用短時間勤務職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考 (略)

別表第2（第5条関係）

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

備考 (略)



別表第2（第5条関係）

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
定年前再任用短時間勤務職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

備考 (略)

別表第3 (第5条関係)

海事職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	(略)	(略) 円	(略) 円	(略) 円	(略) 円	(略) 円	(略) 円
		<u>220,300</u>	<u>250,300</u>	<u>279,700</u>	<u>320,400</u>	<u>349,200</u>	<u>395,700</u>

備考 (略)

別表第3 (第5条関係)

海事職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	(略) 円	(略) 円	(略) 円	(略) 円	(略) 円	(略) 円
		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
定年前再任用短時間勤務職員		円	円	円	円	円	円
		220,300	250,300	279,700	320,400	349,200	395,700

備考 (略)

別表第4（第5条関係）

教育職給料表

1 教育職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	(略)	(略) 円	(略) 円	(略) 円	(略) 円
		<u>282,800</u>	<u>293,800</u>	<u>315,700</u>	<u>399,700</u>

備考 (略)

別表第4（第5条関係）

教育職給料表

1 教育職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	(略) 円	(略) 円	(略) 円	(略) 円
		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
定年前再任用短時間勤務職員	(略)	円	円	円	円
		282,800	293,800	315,700	399,700

備考 (略)

2 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	(略)	(略) 円	(略) 円	(略) 円	(略) 円	(略) 円
		<u>234,000</u>	<u>274,300</u>	<u>303,000</u>	<u>331,100</u>	<u>415,200</u>

備考 (略)

2 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	(略) 円	(略) 円	(略) 円	(略) 円	(略) 円
		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
定年前再任用短時間勤務職員		円	円	円	円	円
		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

備考 (略)

3 教育職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	(略)	(略) 円	(略) 円	(略) 円	(略) 円	(略) 円
再任用職員		<u>225,200</u>	<u>271,100</u>	<u>298,100</u>	<u>324,400</u>	<u>405,200</u>

備考 (略)



3 教育職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	(略) 円	(略) 円	(略) 円	(略) 円	(略) 円
		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
定年前再任用短時間勤務職員		円 225,200	円 271,100	円 298,100	円 324,400	円 405,200

備考 (略)

別表第5（第5条関係）

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	(略)	(略) 円	(略) 円	(略) 円	(略) 円	(略) 円
		<u>217,500</u>	<u>258,700</u>	<u>283,500</u>	<u>325,900</u>	<u>384,400</u>

備考 (略)

別表第5（第5条関係）

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	(略) 円	(略) 円	(略) 円	(略) 円	(略) 円
		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
定年前再任用短時間勤務職員		円 217,500	円 258,700	円 283,500	円 325,900	円 384,400

備考 (略)

別表第6（第5条関係）

医療職給料表

1 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	(略)	(略) 円	(略) 円	(略) 円	(略) 円
再任用職員		<u>296,200</u>	<u>338,600</u>	<u>393,000</u>	<u>466,000</u>

備考 (略)

別表第6（第5条関係）

医療職給料表

1 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	(略) 円	(略) 円	(略) 円	(略) 円
		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
定年前再任用短時間勤務職員	(略)	円	円	円	円
		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 (略)

2 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 (略)

2 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
定年前再任用短時間勤務職員		円	円	円	円	円	円	円
		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 (略)

3 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備考 (略)



3 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
定年前再任用短時間勤務職員		円	円	円	円	円	円	円
		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備考 (略)

別表第7（第5条関係）

福祉職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	(略)	(略) 円	(略) 円	(略) 円	(略) 円	(略) 円
		<u>201,500</u>	<u>241,000</u>	<u>255,300</u>	<u>288,400</u>	<u>315,100</u>

備考 (略)

別表第7（第5条関係）

福祉職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	(略) 円	(略) 円	(略) 円	(略) 円	(略) 円
		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
定年前再任用短時間勤務職員		円	円	円	円	円
		201,500	241,000	255,300	288,400	315,100

備考 (略)

職員の休日及び休暇に関する条例（昭和29年茨城県条例第43号）新旧対照表【第5条関係】

改正案	現行
<p>(年次休暇)</p> <p>第5条 年次休暇は、1年について、1月1日に在職する職員に対しては、20日(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)、<u>法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」)という。)及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」)という。)にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数を、1月2日以後新たに採用された職員に対しては、20日を採用の日の属する月以後のその年の月数を基礎として月割によつて計算した日数(育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数)を与える。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 年次休暇は、1日を単位として与える。ただし、職員の請求により半日又は1時間(育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、1時間)を単位として与えることができる。</p>	<p>(年次休暇)</p> <p>第5条 年次休暇は、1年について、1月1日に在職する職員に対しては、20日(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。))、<u>法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」)という。)</u>及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」)という。)にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数を、1月2日以後新たに採用された職員に対しては、20日を採用の日の属する月以後のその年の月数を基礎として月割によつて計算した日数(育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数)を与える。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 年次休暇は、1日を単位として与える。ただし、職員の請求により半日又は1時間(育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、1時間)を単位として与えることができる。</p>
<p>4 前項の規定にかかわらず、1週間ごとの勤務日(職員の勤務時間に関する条例(昭和26年茨城県条例第40号)第5条に規定する勤務日をいう。)の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員の年次休暇は、1時間を単位として与える。</p> <p>(非常勤職員等の休日及び休暇)</p> <p>第9条 非常勤職員(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員を除く。)及び臨時的に任用された職員の休日及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、人事委員会の定める基準に従い、任命権者が定める。</p>	<p>4 前項の規定にかかわらず、1週間ごとの勤務日(職員の勤務時間に関する条例(昭和26年茨城県条例第40号)第5条に規定する勤務日をいう。)の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員の年次休暇は、1時間を単位として与える。</p> <p>(非常勤職員等の休日及び休暇)</p> <p>第9条 非常勤職員(<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員を除く。)及び臨時的に任用された職員の休日及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、人事委員会の定める基準に従い、任命権者が定める。</p>

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年茨城県条例第34号）新旧対照表【第6条関係】

改正案	現行
<p>(医師手当)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(次条第3項及び第29条第4項において「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)に対する第1項の手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の表に掲げる額に職員の勤務時間に関する条例(昭和26年茨城県条例第40号)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(次条第3項及び第29条第4項において「勤務割合」という。)を乗じて得た額とする。</p> <p>(獣医師手当)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する第1項の手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の表に掲げる額に勤務割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(航空業務手当)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する第2項の規定の適用については、同項第2号中「22,000円」とあるのは「22,000円に勤務割合を乗じて得た額」とする。</p>	<p>(医師手当)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(次条第3項及び第29条第4項において「<u>短時間勤務職員</u>」という。)に対する第1項の手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の表に掲げる額に職員の勤務時間に関する条例(昭和26年茨城県条例第40号)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(次条第3項及び第29条第4項において「勤務割合」という。)を乗じて得た額とする。</p> <p>(獣医師手当)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>短時間勤務職員</u>に対する第1項の手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の表に掲げる額に勤務割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(航空業務手当)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>短時間勤務職員</u>に対する第2項の規定の適用については、同項第2号中「22,000円」とあるのは「22,000円に勤務割合を乗じて得た額」とする。</p>

職員の退職手当に関する条例（昭和38年茨城県条例第1号）新旧対照表【第7条関係】

改正案	現行
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち、常時勤務に服することを要するもの(_____)以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(一般の退職手当)</p> <p>第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第5条の4まで及び第7条から第7条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第7条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。</p> <p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。)又は25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。))に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち、常時勤務に服することを要するもの(地方公務員法第28条の4第1項、<u>第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。</u>以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(一般の退職手当)</p> <p>第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第5条の3まで及び第7条から第7条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第7条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。</p> <p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。)又は25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。))に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に</p>

掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(3) [略]

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、死亡(公務上の死亡及び通勤による死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(同項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者であつて任命権者が知事の承認を得て定めるもの、公務上の傷病若しくは死亡若しくは通勤による傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者(地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勲褒を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(4) [略]

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(同項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第

掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(3) [略]

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、死亡(公務上の死亡及び通勤による死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者であつて任命権者が知事の承認を得て定めるもの、公務上の傷病若しくは死亡若しくは通勤による傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者(地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勲褒を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(4) [略]

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者

1項の規定による任命(第5条の4及び付則第18項において「特定任命」という。))により職員となつた後に退職した者を除く。)の基礎在职期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。))における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。))が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1)・(2) [略]

2 [略]

(特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定)

第5条の4 第5条の2(前条において読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、第5条の2の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条第1項中「退職した者(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命(第5条の4及び付則第18項において「特定任命」という。))により職員となつた後に退職した者を除く。))」とあるのは「特定任命(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命をいう。))により職員となつた後に退職した者」と、「給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう」とあるのは「俸給月額の減額改定(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第5条の2第1項に

の基礎在职

期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。))における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。))が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1)・(2) [略]

2 [略]

(新設)

規定されている俸給月額減額改定をいう」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合(特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなった場合を含む。)」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同項並びに前条の表第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号イの項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

(勸奨の要件)

第5条の5 勸奨を受けて退職した者に係る当該勸奨は、その事実について、人事委員会規則で定めるところにより、記録が作成されたものでなければならない。

第7条の2 第5条の2第1項(第5条の4において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イ(第5条の4において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特定減額前給料月額(第5条の4において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第5条の2第1項に規定する特定減額前俸給月額をいう。))、次号において同じ。)に60を乗じて得た額

(2) [略]

第7条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]
第7条の2	第5条の2第1項( )	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項( )
	[略]	[略]
	同項の	第5条の3の規定

(勸奨の要件)

第5条の4 勸奨を受けて退職した者に係る当該勸奨は、その事実について、人事委員会規則で定めるところにより、記録が作成されたものでなければならない。

第7条の2 第5条の2第1項( )の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イ( )に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特定減額前給料月額( )に60を乗じて得た額

(2) [略]

第7条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額の合計額
	これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の
第7条の2	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定

		により読み替えて適用する同項の
第7条の2第1号	同じ。)	同じ。)及び ——特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額の合計額
[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]

		により読み替えて適用する同項の
第7条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び ——特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額の合計額
第7条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額の合計額
	第5条の2第1項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて

	[略]	[略]
	[略]	[略]

(退職手当の調整額)

第7条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病及び通勤による傷病による休職を除く。)、同法第29条の規定による停職、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。第8条第4項において「休職月等」という。))

		適用する第5条の2第1項第2号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第5条の3の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第7条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病及び通勤による傷病による休職を除く。)、同法第29条の規定による停職、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。))



のうち人事委員会規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下この項及び第5項において「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

(1)～(9) [略]

2～5 [略]

(一般の退職手当の額に係る特例)

第7条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2(第5条の4において読み替えて準用する場合を含む。)及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1)～(4) [略]

2 [略]

第12条 [略]

2 前項の規定の適用を受ける者が退職した場合におけるその者に対する第2条の4及び第7条の5の規定による退職手当の額は、第2条の4から第5条の4まで及び第7条から第7条の5までの規定にかかわらず、それらの規定により計算した額から、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額とを合計した額を控除して得た額とする。

(1)・(2) [略]

(失業者の退職手当)

第14条

のうち人事委員会規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

(1)～(9) [略]

2～5 [略]

(一般の退職手当の額に係る特例)

第7条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2 \_\_\_\_\_ 及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1)～(4) [略]

2 [略]

第12条 [略]

2 前項の規定の適用を受ける者が退職した場合におけるその者に対する第2条の4及び第7条の5の規定による退職手当の額は、第2条の4から第5条の3まで及び第7条から第7条の5までの規定にかかわらず、それらの規定により計算した額から、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額とを合計した額を控除して得た額とする。

(1)・(2) [略]

(失業者の退職手当)

第14条 [略]

2・3 [略]

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の人事委員会規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、人事委員会規則で定めるところにより、元の任命権者にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他人事委員会規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める職員が、人事委員会規則で定めるところにより、元の任命権者にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。

5～10 [略]

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

2・3 [略]

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の人事委員会規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、人事委員会規則で定めるところにより、元の任命権者にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする

5～10 [略]

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) [略]

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は元の任命権者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) [略]

12～17 [略]

(退職手当の支払の差止め)

第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) [略]

2～4 [略]

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1)～(4) [略]

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は元の任命権者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) [略]

12～17 [略]

(退職手当の支払の差止め)

第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) [略]

2～4 [略]

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) [略]

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)(又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) [略]

6～10 [略]

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第16条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在职期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間

(1) [略]

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)(又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) [略]

6～10 [略]

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第16条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在职期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「再任用職員\_\_\_\_\_に対する免職処分」という。)を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員

勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

## 2～6 [略]

(退職をした者の退職手当の返納)

第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第14条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第21条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合には\_\_\_\_\_、これらの規定により算出される金額(次条及び第21条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

\_\_\_\_\_に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

## 2～6 [略]

(退職をした者の退職手当の返納)

第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第14条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第21条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合には\_\_\_\_\_、これらの規定により算出される金額(次条及び第21条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員\_\_\_\_\_に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員\_\_\_\_\_に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

## 2～6 [略]

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第21条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第19条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には\_\_\_\_\_、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第19条第5項又は前条第3項において準用する茨城県行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第19条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手

## 2～6 [略]

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第21条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第19条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条\_\_\_\_\_において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には\_\_\_\_\_、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第19条第5項又は前条第3項において準用する茨城県行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第19条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手

当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には          、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第 5 項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第 17 条第 1 項第 1 号に該当する場合を含む。次項において同じ。))において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第 19 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には          、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮 以上 の刑に処せられた後において第 19 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮 以上 の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には          、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を

当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第 5 項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第 17 条第 1 項第 1 号に該当する場合を含む。次項において同じ。))において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第 19 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮 以上 の刑に処せられた後において第 19 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮 以上 の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を

命ずる処分を行うことができる。

- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員 に対する免職処分を受けた場合において、第 19 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員 に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には          、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 6～8 [略]
- 付 則
- 1 [略]
  - (削る)
  - (削る)
  - (削る)
  - (削る)

命ずる処分を行うことができる。

- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員 に対する免職処分を受けた場合において、第 19 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員 に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 6～8 [略]
- 付 則
- 1 [略]
  - 2 茨城県市町村立学校職員退職手当支給条例(昭和 37 年茨城県条例第 26 号。以下「学校職員退職手当条例」という。)は、廃止する。
  - 3 適用日の前日以前の退職に係る退職手当の支給については、なお、従前の例による。
  - 4 適用日の前日に現に在職していた職員(付則第 17 項に規定する者に該当する者を除く。)の適用日の前日以前における勤続期間の計算については、付則第 7 項、第 13 項及び第 14 項の規定によるほか、第 8 条から第 10 条まで並びに職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和 48 年茨城県条例第 44 号。以下「昭和 48 年改正条例第 44 号」という。)付則第 7 項及び第 13 項の規定の例による。
  - 5 適用日の前日に現に在職していた職員以外の地方公務員等(付則第 17

(削る)

項に規定する者に該当する者を除く。)であつて、適用日以後に引き続いて職員となつたものの適用日の前日以前における職員以外の地方公務員等としての勤務期間の計算については、付則第 13 項及び第 14 項の規定によるほか、第 8 条第 5 項及び第 6 項、第 10 条並びに昭和 48 年改正条例第 44 号付則第 7 項及び第 13 項の規定の例による。この場合において、付則第 13 項前段中「同年 8 月 1 日以後に引き続いて職員となつたものの同年」とあるのは「適用日以後に引き続いて職員となつたものの昭和 28 年」と読み替えるものとする。

6 適用日の前日に現に在職していた職員及び同日に現に在職していた職員以外の地方公務員等であつて適用日以後に引き続いて職員となつたものの適用日の前日以前における次の各号に掲げる期間は、前 2 項の規定にかかわらず、その者の職員又は職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間に含まれないものとする。

(1) 職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が 22 日以上ある月(適用日の前日に現に在職していた職員であつて、職員以外の地方公務員等から引き続いて職員となつたもの及び同日に現に在職していた職員以外の地方公務員等であつて、適用日以後に引き続いて職員となつたものにあつては、これに相当する月)が引き続いて 12 月をこえ、そのこえるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務したものの当該 12 月をこえるに至るまでのその引き続いて勤務した期間及び当該 12 月をこえるに至つた日以後のその引き続いて勤務した期間であつて、昭和 23 年 6 月 30 日以前に係るもの

(2) 前号に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同号に規定する勤務した月が引き続いて 12 月をこえるに至るまでの間に引き続いて職員又は職員以外の地方公務員等となり、通算し

(削る)

て 12 月をこえる期間勤務したもののその職員又は職員以外の地方公務員等となる前の引き続いて勤務した期間であつて、昭和 23 年 6 月 30 日以前に係るもの

7 昭和 28 年 7 月 31 日に現に在職していた職員の同日以前における勤務期間の計算については、付則第 8 項から第 12 項まで、第 15 項及び第 16 項の規定によるほか、第 8 条(第 4 項及び第 5 項本文後段を除く。)、第 9 条並びに昭和 48 年改正条例第 44 号付則第 7 項及び第 13 項の規定の例による。

(削る)

8 昭和 28 年 7 月 31 日以前における次の各号に掲げる期間は、当該各号に規定する者の職員としての在職期間とみなす。この場合において、当該各号に規定する者が、当該各号に掲げる期間に係る者としての身分を失つた際に、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間の 3 分の 2 の期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には、含まないものとする。

(1) 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勧奨を受け、引き続いて外国政府又は日本政府若しくは外国政府と特殊の関係があつた法人で外国において日本たばこ産業株式会社(昭和 59 年法律第 69 号)附則第 12 条第 1 項の規定による解散前の日本専売公社(以下「旧専売公社」という。)、日本国有鉄道改革法(昭和 61 年法律第 87 号)附則第 2 項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和 23 年法律第 256 号)第 1 条の規定により設立された日本国有鉄道(以下「旧日本国有鉄道」という。)若しくは日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和 59 年法律第 85 号)附則第 4 条第 1 項の規定による解散前の日本電信電話公社(以下「旧電信電話公社」という。)の事業と同種の事業を行つていたもので、人事委員会規則で定めるものの職員(以下「外国政府職員等」という。)となるため退職し、かつ、外国政

	<p><u>府職員等としての身分を失った後に引き続いて再び職員となつたものの当該外国政府職員等としての引き続いた在職期間の3分の2の期間</u></p> <p>(2) <u>先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勲褒を受け、引き続いて旧国民医療法(昭和17年法律第70号)に規定する日本医療団(以下「医療団」という。)の職員(以下「医療団職員」という。)となるため退職し、かつ、医療団の業務の地方公共団体への引継ぎとともに引き続いて再び職員となつたものの当該医療団職員としての引き続いた在職期間の3分の2の期間</u></p> <p>(3) <u>先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勲褒を受け、引き続いて日本赤十字社の救護員(以下「救護員」という。)となるため退職し、救護員として旧日本赤十字社令(明治43年勅令第228号)の規定に基づき戦地勤務(恩給法の一部を改正する法律(昭和28年法律第155号)付則第41条の2第1項に規定する戦地勤務をいう。以下同じ。)に服し、かつ、救護員としての身分を失った後に引き続いて再び職員となつたものの当該救護員として戦地勤務に服した期間の3分の2の期間</u></p> <p>(4) <u>先に職員として在職した者であつてア又はイに該当するもののア又はイに掲げる期間</u></p> <p><u>ア 任命権者の承認又は勲褒を受け、引き続いて外国にあつた特殊機関の職員で、人事委員会規則で定めるもの(以下「外国特殊機関職員」という。)となるため退職し、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失った後に引き続いて再び職員となつた者の当該外国特殊機関職員としての引き続いた在職期間の3分の2の期間</u></p> <p><u>イ 任命権者の承認又は勲褒を受け、引き続いて外国政府の職員となるため退職し、当該外国政府の当該業務の外国にあつた特殊機関へ</u></p>
--	---

(削る)	<p><u>の引継ぎとともに、引き続いて外国特殊機関職員となり、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失った後に引き続いて再び職員となつた者の当該外国政府の職員及び当該外国特殊機関職員としての引き続いた在職期間の3分の2の期間</u></p> <p>9 <u>昭和28年7月31日以前における次の各号の一に掲げるものの先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。</u></p> <p>(1) <u>先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勲褒を受けて他の任命権者に属する職員となるため退職し、かつ、任命権者の手続の遅延のため退職の日の翌々日以後において他に就職することなくその承認又は勲褒を受けた他の任命権者に属する職員となつたもの</u></p> <p>(2) <u>先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勲褒を受け、引き続いて在外研究員又は外国留学生(以下「在外研究員等」という。)となるため退職し、かつ、その研究又は留学を終えた後に引き続いて再び職員となつたもの</u></p>
(削る)	<p>10 <u>昭和20年8月15日に現に次の各号の一に掲げる者であつたものが当該各号に掲げる日から昭和28年7月31日までの間に他に就職することなく職員となつた場合においては、当該各号に掲げる者であつた期間は、そのものの職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。</u></p> <p>(1) <u>外地官署所属職員 外地官署所属職員の身分に関する件(昭和21年勅令第287号)の規定によりその身分の保留する期間が満了する日の翌日</u></p> <p>(2) <u>外国政府職員等、外国特殊機関職員又は在外研究員等 昭和20年8月16日</u></p> <p>(3) <u>救護員で戦地勤務に服したことのある者又は軍人軍属 その身分</u></p>

<p>(削る)</p>	<p>を失った日</p> <p>11 <u>先に職員として在職した者であつて、旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令(昭和21年勅令第109号)第1条若しくは旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和22年勅令第1号)第3条の規定により退職させられたもの又はこれらに準ずる措置で人事委員会規則で定めるものによりその者の意思によらないで退職させられたもの(先に職員として在職し、終戦に伴い昭和20年8月15日以後これらの措置により公職につくことを禁ぜられた日前においてその者の意思によらないで退職した者のうち、これらの措置の適用を受けたもので、その禁ぜられた日(その禁ぜられた日前に再び職員となつた者については、その再び職員となつた日)の前日までの間に他に就職しなかつたものを含む。)</u>が、その退職の後、法令の規定又は特別の手續によりこれらの措置が解除された日(これらの措置により就職が制限されなかつた職員となつた場合にあつては、当該退職の日)から昭和28年7月31日までの間に再び職員となつた場合においては、先に職員として在職した期間は、その者の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。ただし、これらの措置が解除された日から120日を経過した日以後に再び職員となつた場合において、当該経過した日から再び職員となつた日の前日までの間に他に就職していたことがあるときは、この限りでない。</p>
<p>(削る)</p>	<p>12 <u>昭和20年8月15日以前において軍人軍属の身分を失つたことがあるものがその身分を失つた日以後120日以内(特殊の事情があつた者については、人事委員会規則で定める期間内)に他に就職することなく職員となつた場合における当該軍人軍属としての在職期間は、その者の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p>13 <u>昭和28年7月31日に現に在職していた職員であつて、職員以外の地方公務員等(もとの外地の地方公共団体又はこれに準ずるものに勤務</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>していた公務員を含む。以下本項及び次項において同じ。)</u>から引き続いて職員となつたもの及び同年同月同日に現に在職していた職員以外の地方公務員等であつて同年8月1日以後に引き続いて職員となつたものの同年7月31日以前における職員以外の地方公務員等としての勤続期間の計算については、付則第8項から前項までの規定を準用し、かつ、付則第15項の規定によるほか、第8条第5項及び第6項、第10条並びに昭和48年改正条例第44号付則第7項及び第13項の規定の例による。この場合において、第8条第5項ただし書中「退職により」とあるのは「退職(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年茨城県条例第44号)による改正前の第11条第1項の退職、付則第20項の特殊退職及び付則第21項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けていた退職を除く。)により」と読み替えるものとする。</p>
<p>(削る)</p>	<p>14 <u>前項の場合において、先に職員として在職した者であつて昭和28年7月31日以前においてこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けることなく引き続いて職員以外の地方公務員等となつたものについては、第23条第2項の規定により退職手当を支給されないう職員以外の地方公務員等となつたものとみなして同項の規定を適用する。この場合において、同項において例によるとされる第8条第5項本文前段中「先の職員としての引き続いた在職期間」とあるのは「先の職員としての引き続いた在職期間(付則第16項に規定する期間を含む。)」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p>15 <u>昭和28年7月31日以前における次の各号の一に掲げるものの先の職員又は職員以外の地方公務員等としての在職期間は、当該各号に掲げる後の職員又は職員以外の地方公務員等としての在職期間に引き続いたものとみなす。</u></p>

	<p>(1) <u>先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸奨を受けて職員以外の地方公務員等となるため退職し、かつ、任命権者等の手続の遅延のため退職の日の翌々日以後において他に就職することなくその承認又は勸奨を受けた職員以外の地方公務員等となつたもの</u></p> <p>(2) <u>先に職員以外の地方公務員等として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸奨を受けて職員又は他の職員以外の地方公務員等となるため退職し、かつ、任命権者等の手続の遅延のため退職の日の翌々日以後において他に就職することなくその承認又は勸奨を受けた職員又は他の職員以外の地方公務員等となつたもの</u></p> <p>16 <u>地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)の施行の際に現に復員庁茨城地方世話部に勤務していた者のうち、地方事務官以外のものが引き続き職員となつた場合における当該復員庁茨城地方世話部に勤務していた期間は、職員としての在職期間に含まれるものとする。</u></p>
(削る)	<p>17 <u>昭和 20 年 8 月 15 日に現に付則第 10 項各号に掲げる者(救護員で戦地勤務に服したことがある者、外国特殊機関職員及び在外研究員等を除く。以下本項において「外地官署所属職員等」という。)であつた者で同日において本邦外にあつたものうち、昭和 28 年 8 月 1 日以後においてその本邦に帰還した日から 3 年(特殊の事情があると認められる場合には、人事委員会規則で定める期間を加算した期間。以下本項において同じ。)以内に職員となつたもの又は同年 8 月 1 日以後においてその本邦に帰還した日から 3 年以内に職員以外の地方公務員等となり、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き職員となつたものについては、外地官署所属職員等であつた期間は、その者の同年 8 月 1 日以後において最初に開始する職員又は職員以外の地方公務員等としての在職期間に引き続いたものとみなし、かつ、当該職員以外の地方公務員等としての在職期間に引き続いたものとみなす場合にあつ</u></p>

	<p>ては当該職員以外の地方公務員等としての在職期間に含まれるものとして、その勤続期間を計算するものとする。ただし、本邦に帰還した日から当該職員又は職員以外の地方公務員等としての在職期間の開始の日の前日までの間に他に就職したことがある者については、この限りでない。</p> <p>18 <u>前項に規定する者の適用日の前日(同日以後に付則第 10 項第 1 号に規定する期間が満了する外地官署所属職員については、当該期間が満了する日)以前における勤続期間の計算については、前項の規定に該当するものを除き、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>昭和 28 年 7 月 31 日(同年 8 月 1 日以後に付則第 10 項第 1 号に規定する期間が満了する外地官署所属職員については、当該期間が満了する日)以前における勤続期間の計算については、付則第 8 項及び第 9 項(これらの規定を付則第 13 項において準用する場合を含む。)並びに第 14 項前段の規定を準用するほか、第 8 条から第 10 条までの規定の例による。この場合において、第 8 条第 5 項ただし書中「退職により」とあるのは「退職(付則第 20 項の特殊退職及び付則第 21 項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。)により」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(2) <u>昭和 28 年 8 月 1 日から適用日の前日までの間における勤続期間の計算については、前号の規定に該当するものを除き、第 8 条から第 10 条まで並びに昭和 48 年改正条例第 44 号付則第 7 項及び第 13 項の規定の例による。</u></p>
(削る)	<p>19 <u>昭和 28 年 7 月 31 日に現に在職する職員、同日に現に職員以外の地方公務員等として在職し、同日後に引き続き職員となつた者又は付則第 17 項に規定する者のうち、職員としての引き続いた在職期間中にお</u></p>



いて職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて退職(以下「特殊退職」という。)をし、かつ、職員又は職員以外の地方公務員等となつたことがあるものが退職した場合におけるこの者に対する一般の退職手当の額は、第2条の4から第5条の3まで、第7条から第7条の5まで、昭和48年改正条例第44号による改正前の第11条第2項及び付則第21項の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に、第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合(付則第21項に規定する職員若しくは職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当若しくはこれに相当する給与の支給を受けてした退職をした者については、当該割合とその者に係る付則第21項において例による本項第2号に掲げる割合とを合計した割合)を控除した割合を乗じて得た額とする。

(1) その者が第2条の4から第5条の3まで、第7条から第7条の5まで及び付則第22項並びに昭和48年改正条例第44号付則第3項から付則第6項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合。この場合において、同項中「この条例の規定」とあるのは「この条例の規定(付則第19項の規定を除く。)」と読み替えるものとする。

(2) その者が特殊退職した際に、その際支給を受けたこの条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の額の計算の基礎となつた勤続期間(当該給与の額の計算の基礎となるべき勤続期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合には、当該給与の額を当該特殊退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)をこの条

例の規定により計算した勤続期間とみなした場合のこの条例の規定による退職手当(付則第11項の規定の適用を受ける職員及び外地官署所属職員のうち、第4条(25年以上勤続して退職した者のうち勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得て定めるもの以外の者に係る退職手当に関する部分を除く。)又は第5条の規定による退職手当に準ずる退職手当に係る退職(以下「整理退職」という。)に該当する特殊退職をした者については、第4条第1項の規定による退職手当)の支給を受けたものとした場合における当該退職手当の額の当該特殊退職の日におけるその者の給料月額に対する割合(特殊退職を2回以上した者については、それぞれの特殊退職に係る当該割合を合計した割合)

20 前項の特殊退職は、次の各号に掲げる退職又は身分の喪失とする。ただし、第1号から第3号までの退職にあつては、整理退職に該当する退職を除く。

(1) 職員が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び職員となる場合(職員以外の地方公務員等が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び当該退職の日までその者が属していた地方公共団体等の職員以外の地方公務員等となる場合を含む。)の退職

(2) 職員又は職員以外の地方公務員等が任命権者の要請を受けて職員又は職員以外の地方公務員等となるため退職し、かつ、退職の日又はその翌日に職員又は職員以外の地方公務員等となる場合(前号に該当する場合を除く。)の退職

(3) 付則第8項各号又は付則第9項各号(これらの規定を付則第13項及び付則第18項において準用する場合を含む。)の退職

(4) 付則第11項(付則第13項において準用する場合を含む。)の退職

(5) 外地官署所属職員又は軍人軍属の身分の喪失

(削る)

(削る)

21 職員又は職員以外の地方公務員等から引き続いて職員となつた者のうち、職員としての引き続いた在職期間(その者が当該在職期間中においてたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和59年法律第71号)第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和59年法律第87号)第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者として在職した後この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けて退職をしたことがある者である場合には、当該退職の日(当該退職を2回以上した者については、そのうちの最終の退職の日)以後の職員としての引き続いた在職期間に限る。)中において、昭和37年11月30日までの間に職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて退職(整理退職に該当する退職及び特殊退職に該当する退職を除く。)をし、かつ、退職の日又はその翌日に、職員又は職員以外の地方公務員となつたことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額については、付則第19項の規定の例による。この場合において、第8条第5項の規定の適用については、同項ただし書中「退職により」とあるのは「退職(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年茨城県条例第44号)による改正前の第11条第1項の退職、付則第20項の特殊退職及び付則第21項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。)により」と読み替えるものとする。

(削る)

22 適用日の前日に現に在職する職員(同日に現に在職していた職員以外の地方公務員等であつて、適用日以後引き続いて職員となつたものを含む。)が退職(傷病又は死亡による退職、勤務公署の移転による退職及び第7条の規定に該当する退職に限る。)した場合にあつては、改正前の

(削る)

茨城県職員退職手当支給条例又は学校職員退職手当条例の規定により計算した退職手当の額とこの条例の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額を退職手当として支給する。

23 警察法(昭和29年法律第162号)施行の際、国家地方警察職員又は自治体警察職員から引き続いて職員となつた者で昭和23年3月8日から警察法施行の日の前日までの間において、国家地方警察職員又は自治体警察職員を退職し、退職手当(これに相当するものを含む。以下同じ。)の支給を受け、引き続き国家地方警察職員又は自治体警察職員(その者が更に退職手当の支給を受け、引き続き国家地方警察職員又は自治体警察職員となつた場合を含む。)となつたものが退職した場合におけるその者に対する退職手当の額の計算については、第3条から第5条の2まで、第7条及び前項の規定にかかわらず、昭和48年改正条例第44号付則第14項の規定の例により算出して得た額を退職手当として支給する。

(削る)

24 昭和34年1月31日に現に在職していた職員(同年同月同日に現に在職していた職員以外の地方公務員等であつて、同年2月1日以後引き続き職員となつたものを含む。)のうち次の各号に掲げる者で、年齢50年以上でその者の非違によることなく勲褒を受けて退職し、任命権者が知事の承認を得て定めるもの及び定年に達したことにより退職したのものについては、第5条の規定に該当する場合のほか、当分の間、第5条の規定による退職手当を支給することができる。

(1) 先に職員として在職した者のうち、任命権者の承認又は勲褒を受け、引き続き人事委員会規則で定めるものの職員となるため退職し、かつ、その身分を失つた後引き続き再び職員となつたもの(付則第10項第2号及び第17項並びに学校職員退職手当条例第3条の規定により在職期間が引続いたものとみなされる期間内に再び職員となつた者を含む。)

- 2 昭和 60 年 3 月 31 日に現に在職していた職員  
\_\_\_\_\_のうち職員としての勤続期間が 10 年以上(任命権者が、人事委員会と協議して別に定める年数を含む。)の者で、年齢 50 年以上でその者の非違によることなく勲褒を受けて退職し、任命権者が知事の承認を得て定めるもの及び定年に達したことにより退職したものについては、当分の間、第 3 条の規定にかかわらず、第 4 条の規定による退職手当を支給することができるものとする。
- 3 昭和 60 年 4 月 1 日に現に在職する職員で日本たばこ産業株式会社(昭和 59 年法律第 69 号)附則第 12 条第 1 項の規定による解散前の日本専売公社(次項において「旧専売公社」という。)又は日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和 59 年法律第 85 号)附則第 4 条第 1 項の規定による解散前の日本電信電話公社(次項において「旧電信電話公社」という。)の職員としての在職期間(以下この項において「旧公社の職員としての在職期間」という。)を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 4 昭和 60 年 3 月 31 日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後引き続き職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続き日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和 59 年法律第 71 号)第 4 条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和

59 年法律第 87 号)第 5 条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法第 2 条第 2 項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和 60 年 4 月 1 日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

- 5 昭和 62 年 4 月 1 日に現に在職する職員で日本国有鉄道改革法(昭和 61 年法律第 87 号)附則第 2 項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和 23 年法律第 256 号)第 1 条の規定により設立された日本国有鉄道(以下「旧日本国有鉄道」という。)の職員としての在職期間を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

6 [略]

- 7 平成 10 年 10 月 21 日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第 2 条第 1 項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団(以下「旧事業団」という。)の職員として在職する者(同法附則第 13 条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法(昭和 61 年法律第 93 号)第 36 条第 1 項の規定の適用を受けた者に限る。)が、引き続き独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成 14 年法律第 180 号)附則第 2 条第 1 項の規定による解散前の日本鉄道建設公団(以下「旧公団」という。)の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- (2) 前号に掲げる者のほか、職員としての勤続期間が 10 年以上の者
- 25 昭和 60 年 3 月 31 日に現に在職していた職員(前項に規定する者を除く。)のうち職員としての勤続期間が 10 年以上(任命権者が、人事委員会と協議して別に定める年数を含む。)の者で、年齢 50 年以上でその者の非違によることなく勲褒を受けて退職し、任命権者が知事の承認を得て定めるもの及び定年に達したことにより退職したものについては、当分の間、第 3 条の規定にかかわらず、第 4 条の規定による退職手当を支給することができるものとする。

- 26 昭和 60 年 4 月 1 日に現に在職する職員で旧専売公社  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_又は旧電信電話公社  
\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_の職員としての在職期間(以下この項において「旧公社の職員としての在職期間」という。)を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 27 昭和 60 年 3 月 31 日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後引き続き職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続き日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律\_\_\_\_\_第 4 条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_第 5 条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法第 2 条第 2 項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和 60 年 4 月 1 日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

- 28 昭和 62 年 4 月 1 日に現に在職する職員で旧日本国有鉄道  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_の職員としての在職期間を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

29 [略]

- 30 平成 10 年 10 月 21 日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第 2 条第 1 項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団(以下「旧事業団」という。)の職員として在職する者(同法附則第 25 条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法(昭和 61 年法律第 93 号)第 36 条第 1 項の規定の適用を受けた者に限る。)が、引き続き独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成 14 年法律第 180 号)附則第 2 条第 1 項の規定による解散前の日本鉄道建設公団(以下「旧公団」という。)の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

8 [略]

9 職員のうち、昭和56年11月20日前に任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、職員又は職員以外の地方公務員等から引き続いて他の地方公共団体(同日における地方公共団体の退職手当に関する規定に、当該地方公共団体の地方公務員以外の地方公務員又は国家公務員としての勤続期間を当該地方公共団体における地方公務員としての勤続期間に通算する旨の規定(以下この項において「通算規定」という。)がない地方公共団体に限る。)の地方公務員となるため退職をし、かつ、引き続き当該地方公共団体の地方公務員として在職した後、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて職員又は職員以外の地方公務員等(当該地方公共団体の地方公務員を除く。)となつた者\_\_\_\_\_の第8条第1項の規定による在職期間の計算については、同日における当該地方公共団体の退職手当に関する規定に通算規定がある場合に限り、同条第5項の規定にかかわらず、当該地方公共団体の地方公務員となる前の職員又は職員以外の地方公務員等としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

10 [略]

11 付則第8項に規定する者のうち、昭和47年12月1日に職員以外の地方公務員等であつた者は、昭和48年改正条例第44号付則第3項に規定する適用日に在職する職員とみなす。

12 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の

ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

31 [略]

32 職員のうち、昭和56年11月20日前に任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、職員又は職員以外の地方公務員等から引き続いて他の地方公共団体(同日における地方公共団体の退職手当に関する規定に、当該地方公共団体の地方公務員以外の地方公務員又は国家公務員としての勤続期間を当該地方公共団体における地方公務員としての勤続期間に通算する旨の規定(以下\_\_\_\_\_「通算規定」という。)がない地方公共団体に限る。)の地方公務員となるため退職をし、かつ、引き続き当該地方公共団体の地方公務員として在職した後、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて職員又は職員以外の地方公務員等(当該地方公共団体の地方公務員を除く。)となつた者(付則第19項又は第21項の規定の適用を受ける者を除く。)の第8条第1項の規定による在職期間の計算については、同日における当該地方公共団体の退職手当に関する規定に通算規定がある場合に限り、同条第5項の規定にかかわらず、当該地方公共団体の地方公務員となる前の職員又は職員以外の地方公務員等としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

33 [略]

34 付則第31項に規定する者のうち、昭和47年12月1日に職員以外の地方公務員等であつた者は、昭和48年改正条例第44号付則第3項に規定する適用日に在職する職員とみなす。

35 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の

基本額は、第3条から第5条の4まで及び付則第20項から第27項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに付則第12項」とする。

13 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項、第5条の2(第5条の4において読み替えて適用する場合を含む。)又は付則第27項及び第24項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

14 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条又は付則第22項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として付則第12項の規定の例により計算して得られる額とする。

(削る)

基本額は、第3条から第5条の3まで\_\_\_\_\_の規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに付則第35項」とする。

36 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2\_\_\_\_\_の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

37 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条\_\_\_\_\_の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として付則第35項の規定の例により計算して得られる額とする。

38 第4条第1項に規定する者及び第5条第1項に規定する者(いずれもその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。)のうち、平成22年3月31日から平成24年3月31日までの間において、その者の定年退職日から1年前までに退職した者であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるもの(その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものを除く。)に対する第4条第1項、第5条第1項及び第5条の2第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項	退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)	退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数(10年を超える者にあつては、10年)1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数(10年を超える者にあつては、10年)1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1	及び特定減額前給	並びに特定減額前

項第1号	料月額	給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数(10年を超える者にあつては、10年)1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数(10年を超える者にあつては、10年)1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により

		退職したものとし、 かつ、その者の同日 までの勤続期間及 び特定減額前給料 月額を基礎として、 前 3 条の規定によ り計算した場合の 退職手当の基本額 に相当する額
--	--	---

15 [略]

16 旧機関の職員が、第 8 条第 5 項に規定する事由によつて引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準(国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 50 条の 10 第 2 項に規定する基準をいう。)により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

17 [略]

18 特定任命により職員となつた後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の減額改定(第 5 条の 4 の規定により読み替えられた第 5 条の 2 第 1 項に規定する俸給月額の減額改定をいう。)によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額は含まないものとする。

39 [略]

40 旧機関の職員が、第 8 条第 5 項に規定する事由によつて引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準(国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 63 条第 2 項)に規定する基準をいう。)により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

41 [略]

(新設)

19 令和 7 年 3 月 31 日以前に退職した職員に対する第 14 条第 10 項の規定の適用については、同項中「第 28 条まで」とあるのは「第 28 条まで及び附則第 5 条」と、同項第 2 号中「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、元の任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「

イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、元の任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第 5 条第 1 項に規定する地域内に居住し、かつ、元の任命権者が同法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)

」とする。

20 当分の間、第 3 条第 2 項の規定は、11 年未満の期間勤続した者であつて、60 歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(定年の定めのない職を退職した者を除く。)に対しては適用しない。

21 当分の間、第 4 条第 1 項の規定は、11 年以上 25 年未満の期間勤続した者であつて、60 歳に達した日以後その者の非違によることなく退

42 平成 34 年 3 月 31 日以前に退職した職員に対する第 14 条第 10 項の規定の適用については、同項中「第 28 条まで」とあるのは「第 28 条まで及び附則第 5 条」と、同項第 2 号中「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、元の任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「

イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、元の任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第 5 条第 1 項に規定する地域内に居住し、かつ、元の任命権者が同法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)

」とする。

(新設)

(新設)

職したもの(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。))に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は付則第21項」とする。

22 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤務した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。))に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は付則第22項」とする。

23 前3項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

- (1) 地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年茨城県条例第 号)第11条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例(付則第26項において「改正前の定年条例」という。)第3条ただし書に規定する職員に相当する職員
- (2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として人事委員会規則で定める職員

24 職員の給与に関する条例(昭和27年茨城県条例第9号)付則第25項の規定による職員の給料月額の変換(付則第27項において「給料月額7割措置」という。)は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

25 当分の間、第4条第1項に規定する者(その者の非違によることなく勲褒を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。次項において同じ。))及び第5条第1項に規定する者(その者の非違によることなく勲褒を受けて退職した者又は勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。次項にお

いて同じ。))に対する第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「定年」とあるのは「定年(付則第23項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては人事委員会規則で定める年齢とする。)」とする。

26 当分の間、第4条第1項に規定する者及び第5条第1項に規定する者(次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。))に対する第5条の3の規定の適用については、同条の表以外の部分中「1年」とあるのは、「0月」とする。

付則第23項各号に掲げる職員以外の者(改正前の定年条例第3条本文の適用を受けていた者であつて付則第23項第2号に掲げる職員に該当する職員を含む。)	60歳
付則第23項第1号に掲げる職員	65歳
付則第23項第2号に掲げる職員	人事委員会規則で定める年齢

27 当分の間、給料月額7割措置の適用を受ける者の基礎在职期間中に、第5条の2第1項に規定する理由(当該理由が生じた日が給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額された日(以下この項において「7割措置減額日」という。))の前日までのものに限る。))によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下この項において「特別特定減額日」という。))における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多い

もの(以下この項及び次項において「特別特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額及び7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額(以下この項及び次項において「7割措置前給料月額」という。)よりも多く、かつ、7割措置前給料月額が退職日給料月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 7割措置前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額  
ア その者が7割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合  
イ 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合
- (3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額  
ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合  
イ 前号アに掲げる割合

28 前項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同

(新設)

項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 特別特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
- (2) 60未満 次のア又はイに掲げる前項第2号アに掲げる割合の区分に応じ当該ア又はイに定める額  
ア 60以上 特別特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び7割措置前給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額  
イ 60未満 特別特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額、7割措置前給料月額に前項第2号アに掲げる割合から前項第2号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から前項第2号アに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

29 [略]

43 [略]



企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年茨城県条例第62号）新旧対照表【第8条関係】

改正案	現行
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの(臨時的に任用されたものを除く。以下「常勤職員」という。)及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(第22条第1項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)(以下これらを「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第22条 第5条、第6条、第6条の3及び第15条の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>には適用しない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの(臨時的に任用されたものを除く。以下「常勤職員」という。)及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下これらを「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(再任用職員等)についての適用除外)</p> <p>第22条 第5条、第6条、第6条の3及び第15条の規定は、<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員</u>には適用しない。</p> <p>2 [略]</p>

茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例（昭和46年茨城県条例第2号）新旧対照表【第9条関係】

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、へ、き、地教育振興法(昭和29年法律第143号。以下「法」という。)第5条の2及び第5条の3の規定に基づき、へ、き、地学校及びこれに準ずる学校並びに特別の地域に所在する学校に勤務する教員及び職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項、<u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された教員及び職員</u>を除く。以下「教職員」という。))に対して支給するへ、き、地手当及びへ、き、地手当に準ずる手当に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>付 則</p> <p>(職員の給与に関する条例付則第16項の規定により給与が減ざられて支給される教職員に関する読替え)</p> <p>3 職員の給与に関する条例付則第16項の規定により給与が減ざられて支給される教職員に対する第3条から第5条までの規定の適用については、第3条第1項中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額から職員の給与に関する条例付則第16項第1号に定める額に相当する額に100分の12を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額」と、同条第2項中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額から職員の給与に関する条例付則第16項第1号に定める額に相当する額に100分の4を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額」と、第4条中「地域手当の額」とあるのは「地域手当の額から同条例付</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、へ、き、地教育振興法(昭和29年法律第143号。以下「法」という。)第5条の2及び第5条の3の規定に基づき、へ、き、地学校及びこれに準ずる学校並びに特別の地域に所在する学校に勤務する教員及び職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、<u>第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された教員及び職員</u>を除く。以下「教職員」という。))に対して支給するへ、き、地手当及びへ、き、地手当に準ずる手当に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>付 則</p> <p>(職員の給与に関する条例付則第17項の規定により給与が減ざられて支給される教職員に関する読替え)</p> <p>3 職員の給与に関する条例付則第17項の規定により給与が減ざられて支給される教職員に対する第3条から第5条までの規定の適用については、第3条第1項中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額から職員に関する条例付則第17項第1号に定める額に相当する額に100分の12を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額」と、同条第2項中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額から職員の給与に関する条例付則第17項第1号に定める額に相当する額に100分の4を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額」と、第4条中「地域手当の額」とあるのは「地域手当の額から同条例付</p>

則第16項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、第5条第2項中「給料及び扶養手当の月額合計額に、異動等」とあるのは「異動等」と、「100分の4」とあるのは「給料及び扶養手当の月額合計額に100分の4を乗じて得た額から職員の給与に関する条例付則第16項第1号に定める額に相当する額に100分の4を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額」と、「100分の2を乗じて得た」とあるのは「給料及び扶養手当の月額合計額に100分の2を乗じて得た額から同号に定める額に相当する額に100分の2を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた」とする。

則第17項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、第5条第2項中「給料及び扶養手当の月額合計額に、異動等」とあるのは「異動等」と、「100分の4」とあるのは「給料及び扶養手当の月額合計額に100分の4を乗じて得た額から職員の給与に関する条例付則第17項第1号に定める額に相当する額に100分の4を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額」と、「100分の2を乗じて得た」とあるのは「給料及び扶養手当の月額合計額に100分の2を乗じて得た額から同号に定める額に相当する額に100分の2を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた」とする。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年茨城県条例第55号）新旧対照表【第10条関係】

改正案	現行
<p>(定義) 第2条 [略]</p> <p>2 この条例において、「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p> <p>付 則 1・2 [略]</p> <p>3 給与条例付則第27項、第31項又は第32項の規定による給料を支給される職員に関する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例付則第27項、第31項又は第32項の規定による給料の額との合計額」とする。</p>	<p>(定義) 第2条 [略]</p> <p>2 この条例において、「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p> <p>付 則 1・2 [略]</p> <p>[新設]</p>

職員の定年等に関する条例（昭和59年茨城県条例第6号）新旧対照表【第11条関係】

改正案	現行
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 定年制度（第2条～第5条）</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条～第11条）</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第13条）</u></p> <p>付則</p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第4条第1項に規定する県の職員及び市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「職員」と総称する。)について、<u>法第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7並びに警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第2項の規定に基づく定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>第2章 定年制度</u></p> <p>第2条 [略]</p> <p>（定年）</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。ただし、別表に掲げる施設において医療業務に従事する医師及び歯科医師である職員の定年は、年齢<u>70年</u>とする。</p>	<p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号_____ )第4条第1項に規定する県の職員及び市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「職員」と総称する。)について、<u>地方公務員法第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3</u> _____ の規定に基づく定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[新設]</p> <p>第2条 [略]</p> <p>（定年）</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。ただし、別表に掲げる施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師である職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。</p>
<p>（定年による退職の特例）</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由がある_____と認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えないことできない。</u></p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、<u>当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到</p>	<p>（定年による退職の特例）</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、_____その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該_____職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u> _____</p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>その職員の退職により_____公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>その職員の退職による_____欠員を容易に補充することができないとき_____。</u></p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、<u>その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到</p>

来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 [略]

(定年に関する施策の調査等)

第5条 [略]

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職(病院、診療所及び障害児入所施設並びに別表に掲げる施設において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職その他のその職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより同項本文の規定を適用することが著しく不相当と認められる職として人事委員会規則で定める職を除く。)とする。

(1) 職員の給与に関する条例(昭和27年茨城県条例第9号)第9条の2

来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、人事委員会の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 [略]

(定年に関する施策の調査等)

第5条 [略]

[新設]

[新設]

[新設]

第1項に規定する職

(2) 警視又は警部の階級にある警察官(前号に掲げる職を除く。)

(3) 前2号に準ずる職として人事委員会規則で定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たつては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従つた

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

2 前項の規定は、警察法第56条の4第1項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者」とあるのは「警察本部長」と、「法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)」とあるのは「警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官(以下単に「特定地方警務官」という。)」に対し、同法第56条の4第1項の規定による任命(以下「特定任命」という。)」と、同項第1号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)」とあるのは「特定任命」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第2号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第3号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「他の職への降任等」とあるのは「特定任命」と、「降任等をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と読み替えるものとする。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該

[新設]

[新設]

異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えないことできない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

[新設]

[新設]

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

#### 第5章 雑則

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

付 則

1～3 [略]

(定年に関する経過措置)

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

付 則

1～3 [略]

[新設]

条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句とし、同条ただし書中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	69年

- 5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年茨城県条例第 号。以下この項及び次項において「令和4年改正条例」という。)第11条の規定による改正前の第3条ただし書に掲げる職員に対する第3条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条中「65年」とあるのは同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年
------------------------	-----

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 6 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第3条ただし書及び令和4年改正条例第11条の規定による改正前の第3条ただし書に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認

[新設]

[新設]

を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員(以下この項において「末日経過職員」という。)を除く。)にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

- 7 警察本部長は、当分の間、警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官(以下単に「特定地方警務官」という。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

別表(第3条、第6条関係)

[削る]

(1) 保健所

[削る]

[削る]

(2) 精神保健福祉センター

[新設]

別表(第3条 )

(1) 病院及び診療所

(2) 保健所

(3) 障害児入所施設

(4) 精神衛生センター

[新設]

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年茨城県条例第13号）新旧対照表【第12条関係】

改正案	現行
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>(4) 職員の定年等に関する条例(昭和59年茨城県条例第6号)第4条第1項本文の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>(6) [略]</p> <p>第5条 一般の派遣職員に関する職員の給与に関する条例(昭和27年茨城県条例第9号)第21条第1項及び第7項並びに付則第15項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。)</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>(4) 職員の定年等に関する条例(昭和59年茨城県条例第6号)第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>[新設]</p> <p>(5) [略]</p> <p>第5条 一般の派遣職員に関する職員の給与に関する条例(昭和27年茨城県条例第9号)第21条第1項及び第7項並びに付則第16項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。</p>

職員の育児休業等に関する条例（平成4年茨城県条例第5号）新旧対照表【第13条関係】

改正案	現行
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 職員の定年等に関する条例(昭和59年茨城県条例第6号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。第14条第3号において同じ。)を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>2 前項第5号の規定にかかわらず、同号に掲げる職員は、次に掲げる場合には、育児休業法第2条第1項の条例で定める職員に含まれないものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第4条 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき（当該非常勤職員が当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第2条第2項第2号に掲げる場合に該当するときはア及びイに掲げる場合に該当</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 職員の定年等に関する条例(昭和59年茨城県条例第6号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>[新設]</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2 前項第4号の規定にかかわらず、同号に掲げる職員は、次に掲げる場合には、育児休業法第2条第1項の条例で定める職員に含まれないものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第4条 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき（当該非常勤職員が当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第2条第2項第2号に掲げる場合に該当するときはア及びイに掲げる場合に該当</p>



するとき、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合にあってはイに掲げる場合に該当するとき）当該子の1歳6か月到達日

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第5条 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するとき(当該非常勤職員が当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって第2条第2項第2号に掲げる場合に該当するときは第1号及び第2号に該当するとき、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合にあっては第2号に該当するとき)とする。

(1)～(4) [略]

第14条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) [略]

(2) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員

(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

(育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例)

第19条 [略]

第6条第3項	[略]	[略]
第6条第4項及び第6項	[略]	[略]
[削除]	[削除]	[削除]
第12条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平

するとき、人事委員会が 定める特別の事情がある場合にあってはイに掲げる場合に該当するとき）当該子の1歳6か月到達日

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第5条 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するとき(当該非常勤職員が当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって第2条第2項第2号に掲げる場合に該当するときは第1号及び第2号に該当するとき、人事委員会が 定める特別の事情がある場合にあっては第2号に該当するとき)とする。

(1)～(4) [略]

第14条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) [略]

(2) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員

[新設]

(育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例)

第19条 [略]

第6条第3項	[略]	[略]
第6条第4項及び第6項	[略]	[略]
第6条第11項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第12条第2項第2号	短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平

		成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)
第16条第1項	[略]	[略]
[削除]	[削除]	[削除]
第16条第5項	[略]	[略]
第22条第4項	[略]	[略]
第22条第5項及び第22条の4第3項	[略]	[略]
第22条第5項	[略]	[略]
第22条第6項	[略]	[略]

(部分休業をすることができない職員)

第28条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) [略]

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)

付 則

1～2 [略]

(給与条例付則第16項の規定により給与が減ざられて支給される職員に関する読替え)

3 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による勤務をしている

		成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)
第16条第1項	[略]	[略]
第16条第4項	第2項	職員の育児休業等に関する条例(平成4年茨城県条例第5号。次項において「育児休業条例」という。)第19条
第16条第5項	[略]	[略]
第22条第4項	[略]	[略]
第22条第5項及び第22条の4第3項	[略]	[略]
第22条第5項	[略]	[略]
第22条第6項	[略]	[略]

(部分休業をすることができない職員)

第28条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) [略]

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)

付 則

1～2 [略]

(給与条例付則第17項の規定により給与が減ざられて支給される職員に関する読替え)

3 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による勤務をしている

職員に対する給与条例付則第16項第1号、第3号及び第4号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下この項において「算出率」という。)を乗じて得た額」と、「同項の」とあるのは「前項の」と、「当該最低の号給の給料月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第3号及び第4号中「給料月額及び」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額に」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額に」と、「給料月額減額基礎額及び」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額減額基礎額に」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額に」とする。

4 給与条例付則第16項の規定により給与が減ざられて支給される職員に対する第30条第2項の規定の適用については、同項中「第19条」とあるのは、「付則第18項」とする。

(給与条例付則第22項の規定により給与が減ざられて支給される職員に関する読替え)

5 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間においては、第30条第2項の規定の適用については、同項中「第19条」とあるのは、「付則第22項(給与条例付則第23項の規定により読み替えて適用する場合又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例付則第3項若しくは一般職の任期付職員の採用等に関する条例付則第5項において準用する場合を含む。)」とする。

(管理監督職勤務上限年齢調整額が支給される職員に関する読替え)

6 給与条例付則第27項、第29項、第31項又は第32項の規定による

職員に対する給与条例付則第17項第1号、第3号及び第4号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下この項において「算出率」という。)を乗じて得た額」と、「同項の」とあるのは「前項の」と、「当該最低の号給の給料月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第3号及び第4号中「給料月額及び」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額に」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額に」と、「給料月額減額基礎額及び」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額減額基礎額に」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額に」とする。

4 給与条例付則第17項の規定により給与が減ざられて支給される職員に対する第27条第2項の規定の適用については、同項中「第19条」とあるのは、「付則第19項」とする。

(給与条例付則第23項の規定により給与が減ざられて支給される職員に関する読替え)

5 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間においては、第27条第2項の規定の適用については、同項中「第19条」とあるのは、「付則第23項(給与条例付則第24項の規定により読み替えて適用する場合又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例付則第3項若しくは一般職の任期付職員の採用等に関する条例付則第5項において準用する場合を含む。)」とする。

[新設]

給料を支給される職員に関する給与条例付則第27項及び第29項の規定の適用については、これらの規定中「相当する額」とあるのは、「相当する額に、算出率を乗じて得た額」とする。

改正案	現行
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 職員の定年等に関する条例(昭和59年茨城県条例第6号)第4条第1項又は第2項の規定により<u>引き続き</u>勤務している職員</p> <p>(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。第11条第3号において同じ。)を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>2 前項第5号の規定にかかわらず、同号に掲げる職員は、次に掲げる場合には、育児休業法第2条第1項の条例で定める職員に含まれないものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第4条 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき（当該非常勤職員が当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第2条第2項第2号に掲げる場合に該当するときはア及びイに掲げる場合に該当</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 職員の定年等に関する条例(昭和59年茨城県条例第6号)第4条第1項又は第2項の規定により<u>引き続き</u>勤務している職員</p> <p>[新設]</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2 前項第4号の規定にかかわらず、同号に掲げる職員は、次に掲げる場合には、育児休業法第2条第1項の条例で定める職員に含まれないものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第4条 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき（当該非常勤職員が当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第2条第2項第2号に掲げる場合に該当するときはア及びイに掲げる場合に該当</p>
<p>するとき、<u>人事委員会規則</u>で定める特別の事情がある場合にあってはイに掲げる場合に該当するとき）当該子の1歳6か月到達日</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p> <p>第5条 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するとき（当該非常勤職員が当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって第2条第2項第2号に掲げる場合に該当するときは第1号及び第2号に該当するとき、<u>人事委員会規則</u>で定める特別の事情がある場合にあっては第2号に該当するとき）とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により<u>引き続き</u>勤務している職員</p> <p>(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員</p>	<p>するとき、<u>人事委員会</u>が<u>      </u>定める特別の事情がある場合にあってはイに掲げる場合に該当するとき）当該子の1歳6か月到達日</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p> <p>第5条 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するとき（当該非常勤職員が当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって第2条第2項第2号に掲げる場合に該当するときは第1号及び第2号に該当するとき、<u>人事委員会</u>が<u>      </u>定める特別の事情がある場合にあっては第2号に該当するとき）とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により<u>引き続き</u>勤務している職員</p> <p>[新設]</p>

改正案	現行
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員_____</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) 職員の定年等に関する条例(昭和59年茨城県条例第6号)第4条第1項本文の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。第11条第5号において同じ。)を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>(6) [略]</p> <p>(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)</p> <p>第11条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員_____</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。)</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 地方公務員法_____第22条に規定する条件付採用になっている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) 職員の定年等に関する条例(昭和59年茨城県条例第6号)第4条第1項_____の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>[新設]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)</p> <p>第11条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。)</p>
<p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項本文の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>(6) [略]</p>	<p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項_____の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>[新設]</p> <p>(5) [略]</p>

茨城県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年茨城県条例第2号）新旧対照表【第16条関係】

改正案	現行
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 法第58条の2第1項の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、前年度における次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)の任免及び職員数の状況</p> <p>(2)～(10) [略]</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 法第58条の2第1項の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、前年度における次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)の任免及び職員数の状況</p> <p>(2)～(10) [略]</p>

病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年茨城県条例第19号）新旧対照表【第17条関係】

改正案	現行
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 病院事業職員で常時勤務を要するもの(臨時的に任用されたものを除く。以下「常勤職員」という。)及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(第31条第1項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。))(以下これらを「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第31条 第6条、第7条、第9条及び第22条の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>には、適用しない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 病院事業職員で常時勤務を要するもの(臨時的に任用されたものを除く。以下「常勤職員」という。)及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下これらを「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(再任用職員等)についての適用除外)</p> <p>第31条 第6条、第7条、第9条及び第22条の規定は、<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員</u>には、適用しない。</p> <p>2 [略]</p>

改正案	現行
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 職員の定年等に関する条例(昭和59年茨城県条例第6号)第4条第1項又は第2項の規定により<u>引き続き</u>勤務している職員</p> <p>(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。第11条第3号において同じ。)を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>2 前項第5号の規定にかかわらず、同号に掲げる職員は、次に掲げる場合には、育児休業法第2条第1項の条例で定める職員に含まれないものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第4条 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき（当該非常勤職員が当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第2条第2項第2号に掲げる場合に該当するときはア及びイに掲げる場合に該当</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 職員の定年等に関する条例(昭和59年茨城県条例第6号)第4条第1項又は第2項の規定により<u>引き続き</u>勤務している職員</p> <p>[新設]</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2 前項第4号の規定にかかわらず、同号に掲げる職員は、次に掲げる場合には、育児休業法第2条第1項の条例で定める職員に含まれないものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第4条 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき（当該非常勤職員が当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第2条第2項第2号に掲げる場合に該当するときはア及びイに掲げる場合に該当</p>
<p>するとき、<u>人事委員会規則</u>で定める特別の事情がある場合にあってはイに掲げる場合に該当するとき）当該子の1歳6か月到達日</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p> <p>第5条 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するとき（当該非常勤職員が当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって第2条第2項第2号に掲げる場合に該当するときは第1号及び第2号に該当するとき、<u>人事委員会規則</u>で定める特別の事情がある場合にあっては第2号に該当するとき）とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により<u>引き続き</u>勤務している職員</p> <p>(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員</p>	<p>するとき、<u>人事委員会</u>が<u>      </u>定める特別の事情がある場合にあってはイに掲げる場合に該当するとき）当該子の1歳6か月到達日</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p> <p>第5条 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するとき（当該非常勤職員が当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって第2条第2項第2号に掲げる場合に該当するときは第1号及び第2号に該当するとき、<u>人事委員会</u>が<u>      </u>定める特別の事情がある場合にあっては第2号に該当するとき）とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により<u>引き続き</u>勤務している職員</p> <p>[新設]</p>

茨城県の休日を守る条例（平成元年茨城県条例第7号）新旧対照表【改正付則第24条関係】

改正案	現行
<p>付 則</p> <p>1～4 〔略〕</p> <p>（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>5 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に在職する職員であつて給料が日額で定められている者が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したとしたならば支給を受けることができたこの条例による改正前の職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の2まで、第7条並びに付則第22項及び第25項又は職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年茨城県条例第44号)付則第3項から第6項まで(以下「条例第44号付則」という。)の規定による退職手当の額が、この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の2まで、第7条及び付則第2項 <u>又は条例第44号付則</u>の規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>6 〔略〕</p>	<p>付 則</p> <p>1～4 〔略〕</p> <p>（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>5 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に在職する職員であつて給料が日額で定められている者が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したとしたならば支給を受けることができたこの条例による改正前の職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の2まで、第7条並びに付則第22項及び第25項又は職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年茨城県条例第44号)付則第3項から第6項まで(以下「条例第44号付則」という。)の規定による退職手当の額が、この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の2まで、第7条並びに付則第22項及び第25項 <u>又は条例第44号付則</u>の規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>6 〔略〕</p>

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年茨城県条例第6号）新旧対照表【改正付則第25条関係】

改正案	現行
<p>第10条 〔略〕</p> <p><u>2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第6条第11項、第12条第2項第2号及び第16条第2項の規定の適用については、第6条第11項中「法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」と、「当該定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該任期付短時間勤務職員」と、「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の項」と、「基準給料月額」とあるのは「給料月額」と、「に応じた額」とあるのは「並びに第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該任期付短時間勤務職員を受ける号給に応じた額」と、「第2条第3項」とあるのは「第2条第4項」と、第12条第2項第2号及び第16条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。</u></p> <p>付 則</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 給与条例付則第10項の規定は、法第3条第2項の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。</p> <p>3 給与条例付則第24項の規定は、法第3条第2項の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。</p> <p>4～5 〔略〕</p>	<p>第10条 〔略〕</p> <p><u>2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第6条の2の規定の適用については、同条中「前条第11項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額」とあるのは「その者に適用される給料表の再任用職員以外の職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた額」と、「第2条第3項」とあるのは「第2条第4項」とする。</u></p> <p>付 則</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 給与条例付則第11項の規定は、法第3条第2項の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。</p> <p>3 給与条例付則第25項の規定は、法第3条第2項の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。</p> <p>4～5 〔略〕</p>

職員の修学部分休業に関する条例（平成18年茨城県条例第2号）新旧対照表【改正付則第26条関係】

改正案	現行
<p>(修学部分休業取得中の給与)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 修学部分休業をしている職員に対する給与条例第12条第2項第2号の規定の適用については、同号中「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは、「職員の修学部分休業に関する条例第2条第1項に規定する修学部分休業の承認を受けた職員」とする。</p> <p>付 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 給与条例付則第16項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「減じた数で除して得た額」とあるのは、「減じた数(以下この項において「総勤務時間数」という。)で除して得た額から給料月額並びにこれに対する地域手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び農林漁業普及指導手当の月額合計額に12を乗じ、その額を総勤務時間数で除して得た額に100分の0.4を乗じて得た額並びに管理職手当の月額に12を乗じ、その額を総勤務時間数で除して得た額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額の合計額(当該職員の給料月額に100分の99.6を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、当該職員の給料月額から当該職員</p>	<p>(修学部分休業取得中の給与)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 修学部分休業をしている職員に対する給与条例第12条第2項第2号の規定の適用については、同号中「<u>短時間勤務職員</u>」とあるのは、「職員の修学部分休業に関する条例第2条第1項に規定する修学部分休業の承認を受けた職員」とする。</p> <p>付 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 給与条例付則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「減じた数で除して得た額」とあるのは、「減じた数(以下この項において「総勤務時間数」という。)で除して得た額から給料月額並びにこれに対する地域手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び農林漁業普及指導手当の月額合計額に12を乗じ、その額を総勤務時間数で除して得た額に100分の0.4を乗じて得た額並びに管理職手当の月額に12を乗じ、その額を総勤務時間数で除して得た額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額の合計額(当該職員の給料月額に100分の99.6を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、当該職員の給料月額から当該職</p>
<p>る職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額並びにこれに対する地域手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び農林漁業普及指導手当の月額合計額に12を乗じ、その額を総勤務時間数で除して得た額並びに人事委員会規則で定める額の合計額)に相当する額を減じた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)」とする。</p> <p>3～4 [略]</p>	<p>員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額並びにこれに対する地域手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び農林漁業普及指導手当の月額合計額に12を乗じ、その額を総勤務時間数で除して得た額並びに人事委員会規則で定める額の合計額)に相当する額を減じた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)」とする。</p> <p>3～4 [略]</p>



改正案	現行
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>3 適用日に在職する職員(適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第 11 条第 1 項に規定する法人職員(以下「指定法人職員」という。))として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き職員となつたものを含む。次項及び付則第 5 項において同じ。)のうち、適用日以後に職員退職手当に関する条例第 3 条から第 5 条まで又は付則第 20 項から第 22 項までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が 35 年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同条例第 3 条から第 5 条の 4 まで及び付則第 20 項から第 27 項までの規定により計算した額にそれぞれ <u>100 分の 83.7</u> を乗じて得た額とする。</p> <p>4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に職員退職手当に関する条例第 3 条第 1 項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が 36 年以上 42 年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は同条例第 5 条の 2(同条例第 5 条の 4 において読み替えて準用する場合を含む。)若しくは付則第 27 項及び第 24 項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に職員退職手当に関する条例第 5 条又は付則第 22 項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が 35 年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を 35 年として付則第 3 項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>3 適用日に在職する職員(適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第 11 条第 1 項に規定する法人職員(以下「指定法人職員」という。))として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き職員となつたものを含む。次項及び付則第 5 項において同じ。)のうち、適用日以後に新条例第 3 条から第 5 条まで _____ の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が 35 年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第 3 条から第 5 条の 3 まで _____ の規定により計算した額にそれぞれ <u>100 分の 87</u> を乗じて得た額とする。</p> <p>4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第 3 条第 1 項 _____ の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が 36 年以上 42 年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は新条例第 5 条の 2 _____ の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第 5 条 _____ の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が 35 年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を 35 年として付則第 3 項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>
<p>12 付則第 7 項に規定する者又は付則第 9 項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する職員退職手当に関する条例第 2 条の 4 及び第 7 条の 5 の規定による退職手当の額は、同条例第 2 条の 4 から第 5 条の 4 まで及び第 7 条から第 7 条の 5 まで _____ 並びにこの条例付則第 3 項から付則第 6 項までの規定にかかわらず、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を控除して得た額(その控除して得た額が、その者につき旧条例 _____ の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、旧条例の規定を適用して計算した額)とする。</p> <p>(1) 職員の退職手当に関する条例第 2 条の 4 から第 5 条の 4 まで及び第 7 条から第 7 条の 5 まで _____ 並びにこの条例付則第 3 項から付則第 6 項までの規定により計算した額</p> <p>(2) [略]</p>	<p>12 付則第 7 項に規定する者又は付則第 9 項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第 2 条の 4 及び _____ 第 7 条の 5 の規定による退職手当の額は、新条例第 2 条の 4 から第 5 条の 3 まで、第 7 条 _____ から第 7 条の 5 まで及び付則第 22 項並びにこの条例付則第 3 項から付則第 6 項までの規定にかかわらず、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を控除して得た額(その控除して得た額が、その者につき旧条例及び新条例付則第 22 項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これら _____ の規定を適用して計算した額)とする。</p> <p>(1) 新条例 _____ 第 2 条の 4 から第 5 条の 3 まで、第 7 条 _____ から第 7 条の 5 まで及び付則第 22 項並びにこの条例付則第 3 項から付則第 6 項までの規定により計算した額</p> <p>(2) [略]</p>

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年茨城県条例第73号）新旧対照表【改正付則第28条関係】

改正案	現行
<p>付 則</p> <p>22 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例付則第12項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>	<p>付 則</p> <p>22 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例付則第35項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年茨城県条例第5号）新旧対照表【改正付則第29条関係】

改正案	現行
<p>付 則</p> <p>15 職員が新制度適用職員(職員であつて、その者が施行日以後に退職することにより第6条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「改正後の退職手当条例」という。))の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、同条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「改正前の退職手当条例」という。)第3条から第5条の2まで、第7条及び付則第35項から第37項まで、付則第34項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年茨城県条例第44号。以下この項及び付則第17項において「条例第44号」という。)付則第3項から第6項まで並びに付則第35項の規定による改正前の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年茨城県条例第73号。以下この項及び付則第17項において「条例第73号」という。)付則第22項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は通勤による傷病以外の公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が改正前の退職手当条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として改正前の退職手当条例付則第35項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び37年以上42年以下の者で通勤による傷病以外の公</p>	<p>付 則</p> <p>15 職員が新制度適用職員(職員であつて、その者が施行日以後に退職することにより第6条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「改正後の退職手当条例」という。))の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、同条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「改正前の退職手当条例」という。)第3条から第5条の2まで、第7条及び付則第35項から第37項まで、付則第34項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年茨城県条例第44号。以下この項及び付則第17項において「条例第44号」という。)付則第3項から第6項まで並びに付則第35項の規定による改正前の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年茨城県条例第73号。以下この項及び付則第17項において「条例第73号」という。)付則第22項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は通勤による傷病以外の公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が改正前の退職手当条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として改正前の退職手当条例付則第35項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び37年以上42年以下の者で通勤による傷病以外の公</p>

務によらない傷病により退職したものを除く。)にあつては、104分の83.7)を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の4まで及び第7条から第7条の5まで並びに付則第12項から第14項まで、条例第44号付則第3項から第6項まで並びに条例第73号付則第22項の規定により計算した退職手当の額(以下「改正後の退職手当条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

務によらない傷病により退職したものを除く。)にあつては、104分の83.7)を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第7条から第7条の5まで並びに付則第35項から第37項まで、条例第44号付則第3項から第6項まで並びに条例第73号付則第22項の規定により計算した退職手当の額(以下「改正後の退職手当条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

令和 4 年第 3 回定例会  
総務企画委員会説明資料  
(報告関係)

1	報告事項の概要	2
2	令和 3 年度茨城県内部統制の評価結果について	3
3	令和 3 年度財政状況の公表及び地方公共団体財政健全化法に基づく健全化 判断比率等（令和 3 年度決算見込み）について	5
4	県庁舎 11 階アトリウムの利用拡大について	17

令和 4 年 9 月 1 5 日

総 務 部

## 1 報告事項の概要

### (1) 令和3年度財政状況の公表

一般会計決算収支見込み

- 歳入総額(A) 1兆4,605億26百万円 (R2 1兆3,907億52百万円)
- 歳出総額(B) 1兆4,275億71百万円 ( " 1兆3,517億29百万円)
- 差 引(C=A-B) 329億55百万円 ( " 390億23百万円)
- 翌年度繰越財源(D) 113億57百万円 ( " 149億91百万円)
- 実質収支(E=C-D) 215億98百万円 ( " 240億32百万円)

### (2) 地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率

本県の健全化判断比率（令和3年度決算見込み）

指標	本県比率		早期健全化基準	財政再生基準
	令和3年度	令和2年度		
実質赤字比率	— (該当なし)	— (該当なし)	3.75%	5%
連結実質赤字比率	— (該当なし)	— (該当なし)	8.75%	15%
実質公債費比率 (3カ年平均)	9.2%	9.5%	25%	35%
将来負担比率	172.8%	196.9%	400%	

## 令和 3 年度茨城県内部統制の評価結果について

### 1 内部統制の概要

- (1) 内部統制制度は、地方自治法に基づき、令和 2 年度から都道府県及び政令指定都市で実施が義務付けられたもので、業務上のリスク（不正やミス）を想定し、対応策を事前に講じることで、事務の適正な執行を確保する取組
- (2) 本県においては、財務に関する事務を内部統制の対象事務とし、知事部局、議会事務局など 193 の所属で実施

### 2 評価手続

令和 3 年度を評価対象期間とし、令和 4 年 3 月 31 日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成 31 年 3 月総務省公表)に基づき、全庁的な内部統制及び業務レベルの内部統制の評価を実施

### 3 評価結果

評価対象期間中における運用上の重大な不備を把握したため、県の財務に関する事務に係る内部統制は、評価対象期間において有効に運用されていないと判断

- (1) 運用上の重大な不備：1 件（高萩工事事務所）
  - ・ 道路占用許可等の不適切な事務処理（決裁を経ず公印押印、許可書等の交付など）
  - ・ 県行政に対する信用の大きな低下を招いた。

#### 【評価報告書（抜粋）】

運用上の重大な不備は、高萩工事事務所におけるものです。高萩工事事務所では、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に基づく占用許可及び道路管理者以外の者が行う道路工事に係る承認について、決裁を経ずに道路占用許可書等に公印を押印して相手方に交付したほか、占用許可について、道路占用許可書を交付せず、口頭で許可するなどの事案が発生し、申請者から工期の延長等の連絡があり書類を確認する過程で把握しました。

この事案は、県行政に対する信用の大きな低下を招いたものと考えます。令和 4 年度においては、こうした不備の再発を防ぐため、職員の服務規律の確保に係る通知を全部局に発出し、職員の綱紀粛正の徹底を図るほか、当該事務については、事前相談の複数による対応や管理表による進捗状況の可視化などにより確認体制を強化するとともに、職員の法令遵守等について周知徹底を図ってまいります。

- (2) 運用上の不備：21 件（18 所属）
  - ・ 収入の調定遅延、支出の支払遅延、現金の払込遅延など
  - ・ いずれも所要の改善措置が講じられている。

### 4 監査委員による審査意見

「評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。」

## 業務レベルの内部統制のリスク一覧

大分類		小分類		項目数	リスク	
1	予算・決算	1	予算執行	5	予算消化のための支出、勤務時間の過大報告、カラ出張、不必要な出張、繰越計上漏れ	
		2	決算書類作成	2	書類作成誤り、財務データ改ざん	
2	収入	3	収入全般	3	調定漏れ・調定遅延、調定額誤り、システムトラブル	
		4	県税	賦課	5	課税誤り、二重課税、課税漏れ、加算金決定の誤り、特別措置（課税免除等）の誤り
		5		収税	2	不適切な時効の完成、滞納処分の誤り
		6		共通	3	書類送達誤り、個人情報管理、税情報の管理
		7	証明事務	2	証明書の発行誤り、なりすまし	
		8	書類・情報の管理	2	書類の偽造、書類の隠ぺい	
3	支出	9	支出命令	8	手続せずに支出、支出額誤り、年度・科目誤り、私費による支出、私的流用、資金前渡の目的外使用、支払漏れ・支払遅延、不適切な請求書	
		10	書類・情報の管理	2	証拠書類の紛失、目的外使用	
		11	補助金	1	交付決定遅延	
4	契約	12	入札・見積合わせ	5	官製談合、機密情報の漏えい・収賄、契約方法誤り、落札者誤り、契約手続せずに発注	
		13	入札委員会・指名委員会・入札公告	2	入札委員会等での審議漏れ、入札公告期間の誤り	
		14	契約締結	3	予定価格の不備、契約書の不備、架空発注	
		15	履行確認	2	委託業者トラブル、不適切な履行確認	
		16	公印	2	公印の無断使用、印影の偽造	
5	現金・歳計外	17	現金管理	5	払込の遅延、金額誤り、公金紛失、不適正な公金管理、横領	
		18	歳計外	2	納付等の遅延、源泉徴収漏れ	
6	財産	19	取得・処分	8	報告遅延・報告漏れ、登録漏れ、二重計上、不適切な不用決定、処分手続の不備、予定価格の不備、処分金額の誤り、不適切な履行確認	
		20	貸付・占用許可	2	不適切な貸付許可、減免手続の不備	
		21	債権管理	2	債権管理台帳の不備、督促状の不備	
合 計				68		

## 総務企画委員会説明資料

総務部 財政課

項 目	令和3年度財政状況の公表及び地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率等（令和3年度決算見込み）について
-----	--

### ○ 県の財政状況の公表

行財政改革を進めていくためには、本県の財政状況を十分に県民にご理解いただくことが重要であることから、地方自治法に基づき毎年12月に行っている「財政状況の公表」に先立ち、「令和3年度一般会計決算見込み等の概要（別添資料）」をホームページに掲載するなど、広報媒体を活用して周知徹底を図る。

〔令和3年度一般会計決算収支〕 （単位：百万円）

区 分	金 額
歳入総額 (A)	1,460,526
歳出総額 (B)	1,427,571
歳入歳出差引 (A-B) (C)	32,955
翌年度に繰り越すべき財源 (D)	11,357
実質収支 (C-D) (E)	21,598

〔令和3年度財政指標の状況（普通会計）〕

区 分	指 標
財政力指数	0.63115
経常収支比率	88.3%

### ○ 地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率等

地方公共団体財政健全化法に基づき、令和3年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について算定した結果は以下のとおり。

#### 1 本県の健全化判断比率

いずれの比率も早期健全化基準未満となっている。

区分	本県比率		早期健全化 基準	財政再生 基準
	令和3年度	令和2年度		
実質赤字比率	－(該当なし)	－(該当なし)	3.75%	5%
連結実質赤字比率	－(該当なし)	－(該当なし)	8.75%	15%
実質公債費比率	9.2%	9.5% (34位)	25%	35%
将来負担比率	172.8%	196.9% (21位)	400%	

#### 2 本県の公営企業会計に係る資金不足比率

いずれの会計とも資金不足がないため、資金不足比率は経営健全化基準未満となっている。

区分	令和3年度	令和2年度	経営健全化基準
資金不足比率	－(該当なし)	－(該当なし)	20%

(注) 対象会計…8会計

水道事業会計、工業用水道事業会計、病院事業会計、鹿島臨海都市計画下水道事業会計、地域振興事業会計、流域下水道事業会計、港湾事業特別会計、都市計画事業土地区画整理事業特別会計



# 令和3年度一般会計決算見込み等の概要

## I 総括

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の両立に注力するとともに、未来への投資につながる施策に積極果敢に挑戦するため、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現を目指し、「新しい豊かさ」、「新しい安心安全」、「新しい人財育成」、「新しい夢・希望」の4つのチャレンジをより一層推進し、本県の重要な課題に対応するための事業に取り組みました。

新型コロナウイルス感染症拡大にスピード感を持って対応するため、8回の補正予算を編成したことから、令和3年度の決算額は、歳入歳出ともに前年度を上回り、過去最大の規模となりました。

なお、歳出決算額のうち新型コロナウイルス感染症関連事業は2,433億円となっております。

地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率は、いずれの比率も早期健全化基準未満となっております。このうち、将来負担比率については、充当可能な財源（基金）の増や、土地売却の促進などにより、172.8%（見込み）と前年度に比べ24.1ポイント減少したところです。

将来負担比率など財政状況を示す指標は改善の傾向にありますが、社会保障関係費等の義務的な経費の増加などにより、本県の財政構造は、今後より一層硬直化していくことが見込まれます。

引き続き、本県が飛躍していくために真に必要な事業に積極果敢に取り組みながら、施策の選択と集中を徹底し、限られた財源の有効活用を図ることで、本県が将来にわたって発展していくための健全な財政構造の確立に努める必要があります。

## 【ポイント】

### ◆令和3年度一般会計決算見込み

#### ○決算規模

・歳入：1兆4,605億円（+698億円、+5.0%）

地方交付税の増、国庫支出金の増、県税<sup>※1</sup>の増

※1：実質的県税ベース（県税、地方消費税清算金及び特別法人事業譲与税・自動車重量譲与税の合計額）は、4,985億円と過去最高

・歳出：1兆4,276億円<sup>※2</sup>（+758億円、+5.6%）

新型コロナウイルス感染症対策営業時間短縮要請協力金の増、感染症予防医療法施行事業費の増、カーボンニュートラル産業拠点創出推進基金積立金の増

※2：新型コロナウイルス感染症関連事業(2,433億円)を除く歳出決算額は1兆1,843億円（+327億円、+2.8%）

#### ○実質収支：216億円（△24億円）

H28:69億円、H29:65億円、H30:69億円、R元:68億円、R2:240億円

#### ○県債現在高：2兆1,389億円（162億円、+0.8%）

通常県債残高は増加（+57億円、+0.5%）

特例的県債残高は増加（+106億円、+1.1%）

\*「通常県債」：公共投資に充てる県債や退職手当債など県の政策判断により発行をコントロールできる県債

\*「特例的県債」：地方の財源不足を補うために、国の制度に基づき発行する特例的県債（臨時財政対策債や減収補填債など）

#### ◇地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率（見込み）

いずれも早期健全化基準に該当しない（基準については14ページ参照）

○実質赤字比率、連結実質赤字比率：該当なし（R2：該当なし）

○実質公債費比率：9.2%（△0.3%）（R2：9.5%、34位、全国平均：10.2%）

○将来負担比率：172.8%（△24.1%）（R2：196.9%、21位、全国平均：171.3%）

## Ⅱ 令和3年度一般会計決算見込み

### 1 決算収支

令和3年度一般会計の決算額は、歳入総額1兆4,605億26百万円、歳出総額1兆4,275億71百万円で、前年度と比較すると、歳入においては697億74百万円、5.0%の増、歳出においては758億円42百万円、5.6%の増となっています。

この結果、歳入歳出差引(形式収支)は、329億55百万円となりましたが、このうち令和4年度への繰越事業の財源として113億57百万円を充当しましたので、令和3年度の収入と支出の実質的な差額である実質収支は、215億98百万円の黒字となりました。

#### <令和3年度一般会計決算収支>

(単位:百万円)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
歳入総額 (A)	1,460,526	1,390,752	69,774	5.0%
歳出総額 (B)	1,427,571	1,351,729	75,842	5.6%
歳入歳出差引 (C)=(A)-(B) (形式収支)	32,955	39,023	△6,068	△15.5%
翌年度に繰り越すべき財源(D)	11,357	14,991	△3,634	△24.2%
実質収支 (E)=(C)-(D)	21,598	24,032	△2,434	

\* 実質収支=歳入歳出差引-翌年度に繰り越すべき財源

\* 実質収支には、新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫支出金の実績確定による国への返還額等(66億円)が含まれており、それを除いた実質収支は、150億円の黒字となります。

## 2 歳入決算

令和3年度の歳入決算額は、1兆4,605億26百万円で、前年度に比べ5.0%の増となっています。歳入の主なものについては、以下のとおりです。

- ① 県税は、企業収益の増による法人事業税の増等により、160億11百万円、4.2%増の3,972億89百万円  
なお、県税に、地方消費税清算金、特別法人事業譲与税、自動車重量譲与税を加えた実質的県税ベースでは、271億55百万円、5.8%増の4,985億7百万円
- ② 地方交付税は、普通交付税の増等により、277億83百万円、14.5%増の2,187億44百万円
- ③ 国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対策に係る交付金の増等により、205億35百万円、7.4%増の2,965億9百万円
- ④ 繰入金は、中小企業事業資金特別会計からの繰入の減等により、69億21百万円、43.4%減の90億9百万円
- ⑤ 諸収入は、中小企業融資資金貸付金に係る償還金の減等により、127億74百万円、8.8%減の1,320億16百万円

これらの結果、自主財源(県税、分担金、使用料など、県が自主的に収入しうる財源)は7,401億51百万円で、前年度に比べ143億80百万円、2.0%増加し、その構成比は歳入全体の50.7%となります。これに対し、依存財源(国庫支出金、地方交付税、県債など、国から定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入)は7,203億75百万円で、前年度に比べ553億94百万円、8.3%増加し、その構成比は歳入全体の49.3%になります。

### <令和3年度一般会計歳入決算状況>

表中「※」印は、自主財源  
(単位:百万円)

区 分	令 和 3 年 度 額 (A) (シェア)	令 和 2 年 度 額 (B) (シェア)	増 減 額 (C)=(A)-(B)	増 減 率 (C)/(B)
県 税 ※	397,289( 27.2%)	381,278( 27.4%)	16,011	4.2%
地方消費税清算金 ※	134,394( 9.2%)	123,496( 8.9%)	10,898	8.8%
地方譲与税	50,284( 3.5%)	45,429( 3.3%)	4,855	10.7%
地方特例交付金	2,127( 0.1%)	2,262( 0.2%)	△135	△6.0%
地方交付税	218,744( 15.0%)	190,961( 13.7%)	27,783	14.5%
普通交付税	215,364( 14.8%)	178,771( 12.8%)	36,593	20.5%
特別交付税	1,836( 0.1%)	2,528( 0.2%)	△692	△27.4%
震災復興特別交付税	1,544( 0.1%)	9,662( 0.7%)	△8,118	△84.0%
交通安全対策特別交付金	710( 0.0%)	745( 0.0%)	△35	△4.7%
分担金及び負担金 ※	8,779( 0.6%)	9,017( 0.7%)	△238	△2.6%
使用料及び手数料 ※	16,595( 1.2%)	16,967( 1.2%)	△372	△2.2%
国庫支出金	296,509( 20.3%)	275,974( 19.8%)	20,535	7.4%
財産収入 ※	2,820( 0.2%)	2,525( 0.2%)	295	11.7%
寄附金 ※	226( 0.0%)	573( 0.0%)	△347	△60.6%
繰入金 ※	9,009( 0.6%)	15,930( 1.2%)	△6,921	△43.4%
繰越金 ※	39,023( 2.7%)	31,195( 2.2%)	7,828	25.1%
諸収入 ※	132,016( 9.0%)	144,790( 10.4%)	△12,774	△8.8%
県 債	152,001( 10.4%)	149,610( 10.8%)	2,391	1.6%
計	1,460,526( 100.0%)	1,390,752( 100.0%)	69,774	5.0%

(参考1) 実質的県税の状況

(単位:百万円)

区 分	令 和 3 年 度 額 令 決 算 (A)	令 和 2 年 度 額 令 決 算 (B)	増 減 額 (C)=(A)-(B)	増 減 率 (C)/(B)
県 税	397,289	381,278	16,011	4.2%
地 方 消 費 税 清 算 金	54,649	48,235	6,413	13.3%
特 別 法 人 事 業 譲 与 税	46,240	41,514	4,726	11.4%
自 動 車 重 量 譲 与 税	329	326	4	1.2%
計	498,507	471,353	27,155	5.8%

\* 表示単位未満四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある

### 3 歳出決算

令和3年度の歳出決算額は、1兆4,275億71百万円で、前年度に比べ5.6%の増となっています。

歳出の概要の款別(経費の目的・機能ごと)及び性質別(経費の性質・用途ごと)の主なものは、以下のとおりです。

#### (1)歳出決算の款別(目的別)内訳

歳出決算を款別(目的別)に分類してみると、最も構成比が高いのは保健福祉費で21.4%、次いで教育費18.9%、商工費13.4%となっています。

主なものは、以下のとおりです。

- ①総務費は、公共施設長寿命化等推進基金への積立金の増等により、217億26百万円、49.7%増の654億50百万円
- ②企画開発費は、カーボンニュートラル産業拠点創出推進基金への積立金の増等により、164億34百万円、108.3%増の316億11百万円
- ③保健福祉費は、感染症予防医療法施行事業費の増等により、157億35百万円、5.4%増の3,054億71百万円
- ④商工費は、新型コロナウイルス感染症対策営業時間短縮要請協力金の増等により、236億38百万円、14.1%増の1,907億12百万円
- ⑤教育費は、高等学校特別教室・体育館空調整備事業費の増等により、29億47百万円、1.1%増の2,693億21百万円
- ⑥諸支出金は、地方消費税清算金の増等により、149億23百万円、10.1%増の1,630億88百万円

#### <令和3年度一般会計款別(目的別)歳出決算状況>

(単位:百万円)

区 分	令 和 3 年 度 決 算 額 (A) (シェア)	令 和 2 年 度 決 算 額 (B) (シェア)	増 減 額 (C)=(A)-(B)	増 減 率 (C)/(B)
議 会 費	1,558( 0.1%)	1,547( 0.1%)	11	0.7%
総 務 費	65,450( 4.6%)	43,724( 3.2%)	21,726	49.7%
企 画 開 発 費	31,611( 2.2%)	15,177( 1.1%)	16,434	108.3%
生 活 環 境 費	11,361( 0.8%)	9,643( 0.7%)	1,718	17.8%
保 健 福 祉 費	305,471( 21.4%)	289,736( 21.4%)	15,735	5.4%
労 働 費	2,249( 0.2%)	2,168( 0.2%)	81	3.7%
農 林 水 産 業 費	40,726( 2.8%)	45,193( 3.3%)	△4,467	△9.9%
商 工 費	190,712( 13.4%)	167,074( 12.4%)	23,638	14.1%
土 木 費	138,658( 9.7%)	149,685( 11.1%)	△11,027	△7.4%
警 察 費	62,625( 4.4%)	62,342( 4.6%)	283	0.5%
教 育 費	269,321( 18.9%)	266,374( 19.7%)	2,947	1.1%
災 害 復 旧 費	594( 0.0%)	6,190( 0.5%)	△5,596	△90.4%
公 債 費	144,147( 10.1%)	144,711( 10.7%)	△564	△0.4%
諸 支 出 金	163,088( 11.4%)	148,165( 11.0%)	14,923	10.1%
計	1,427,571(100.0%)	1,351,729(100.0%)	75,842	5.6%

## (2)歳出決算の性質別内訳

歳出は、性質別に「義務的経費」、「投資的経費」及び「その他の経費」に大きく分けることができます。

義務的経費は、人件費、扶助費及び公債費の合計であり、令和3年度決算額は4,873億99百万円で、歳出総額の34.1%を占めています。投資的経費は、普通建設事業費及び災害復旧事業費などからなり、補助事業費、単独事業費及び直轄事業負担金に分けられ、その合計は、1,724億27百万円で、12.1%を占めています。その他の経費は、7,677億45百万円で、53.8%を占めています。

主なものは、以下のとおりです。

- ①義務的経費のうち人件費は、退職手当費の減等により、16億81百万円、0.5%減の3,152億9百万円、扶助費は、新型コロナウイルス感染症の検査費用等の公費負担の増等により、29億73百万円、11.7%増の284億31百万円
- ②投資的経費は、地方道路整備費の減等による補助事業費の減、港湾直轄事業の減等による直轄事業負担金の減等により、補助・単独・直轄合計で177億43百万円、9.3%減の1,724億27百万円
- ③その他の経費のうち、出資・貸付金は、中小企業融資資金貸付金の減等により、174億77百万円、14.8%減の1,006億58百万円、補助負担交付金は、新型コロナウイルス感染症の入院病床確保に係る補助事業費や新型コロナウイルス感染症対策営業時間短縮要請協力金の増等により、456億84百万円、10.1%増の5,002億42百万円、積立金は、カーボンニュートラル産業拠点創出推進基金の積立金の増等により、497億62百万円、247.3%増の698億80百万円

### <令和3年度一般会計性質別歳出決算状況>

(単位:百万円)

区 分	令 和 3 年 度 決 算 額 (A) (シェア)	令 和 2 年 度 決 算 額 (B) (シェア)	増減額 (C)=(A)-(B)	増減率 (C)/(B)
義務的経費	487,399( 34.1%)	486,661( 36.0%)	738	0.2%
人 件 費	315,209( 22.0%)	316,890( 23.4%)	△1,681	△0.5%
扶 助 費	28,431( 2.0%)	25,458( 1.9%)	2,973	11.7%
公 債 費	143,759( 10.1%)	144,313( 10.7%)	△554	△0.4%
投資的経費	172,427( 12.1%)	190,170( 14.1%)	△17,743	△9.3%
補 助 事 業 費	102,712( 7.2%)	119,820( 8.9%)	△17,108	△14.3%
単 独 事 業 費	43,198( 3.0%)	40,246( 3.0%)	2,952	7.3%
直轄事業負担金	26,517( 1.9%)	30,104( 2.2%)	△3,587	△11.9%
その他の経費	767,745( 53.8%)	674,898( 49.9%)	92,847	13.8%
物 件 費	63,052( 4.4%)	47,706( 3.5%)	15,346	32.2%
出 資 ・ 貸 付 金	100,658( 7.1%)	118,135( 8.7%)	△17,477	△14.8%
補 助 負 担 交 付 金	500,242( 35.0%)	454,558( 33.6%)	45,684	10.1%
積 立 金	69,880( 4.9%)	20,118( 1.5%)	49,762	247.3%
維 持 補 修 費	8,788( 0.6%)	9,128( 0.7%)	△340	△3.7%
繰 出 金	25,125( 1.8%)	25,253( 1.9%)	△128	△0.5%
計	1,427,571(100.0%)	1,351,729(100.0%)	75,842	5.6%

#### 4 県債現在高

県債現在高は、通常県債残高が56億45百万円、0.5%増加し、特例的県債残高が106億1百万円、1.1%増加したことにより、162億45百万円、0.8%増加しました。

これは、通常県債については、国の「国土強靱(きょうじん)化のための5か年加速化対策」に伴う防災・減災事業の増加によるもの、また、特例的県債については、臨時財政対策債の発行増などによるものです。

持続可能で健全な財政構造を確立するため、今後も、公共投資の重点化・効率化などを図ることにより、県債の新規発行額を適切にコントロールし、県債残高(国の地方財政対策による特例的県債を除く)の縮減に取り組んでいきます。

(単位:百万円)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
県債現在高	2,138,929	2,122,684	16,245	0.8%
通常県債現在高	1,143,355	1,137,710	5,645	0.5%
特例的県債現在高	995,575	984,974	10,601	1.1%

\* 「通常県債」:公共投資に充てる県債や退職手当債など県の政策判断により発行をコントロールできる県債

\* 「特例的県債」:地方の財源不足を補うために、国の制度に基づき発行する特例的な県債(臨時財政対策債や、減収補填債など)

#### (参考2) 新型コロナウイルス感染症関連事業の歳出決算額

新型コロナウイルス感染症関連事業の歳出決算額は2,433億15百万円で全体に占める割合は17.0%となっています。

なお、新型コロナウイルス感染症関連事業を除く歳出決算額は、前年度と比較すると326億90百万円、2.8%増の1兆1,842億56百万円となっています。

#### 一般会計款別(目的別)における新型コロナウイルス感染症関連事業の歳出決算額 (単位:百万円)

区 分		令和3年度決算額		令和2年度決算額		増減	
		新型コロナ ウイルス感染症 関連(A)	新型コロナ ウイルス感染症 関連除く(B)	新型コロナ ウイルス感染症 関連(C)	新型コロナ ウイルス感染症 関連除く(D)	新型コロナ ウイルス感染症 関連(A-C)	新型コロナ ウイルス感染症 関連除く(B-D)
議 会 費	1,558	-	1,558	-	1,547	-	11
総 務 費	65,450	345	65,105	662	43,062	△317	22,043
企 画 開 発 費	31,611	1,824	29,787	4,159	11,018	△2,335	18,769
生 活 環 境 費	11,361	813	10,548	465	9,178	348	1,370
保 健 福 祉 費	305,471	97,128	208,343	84,086	205,650	13,042	2,693
労 働 費	2,249	105	2,144	43	2,125	62	19
農 林 水 産 業 費	40,726	1,331	39,395	562	44,631	769	△5,236
商 工 費	190,712	135,196	55,516	108,188	58,886	27,008	△3,370
土 木 費	138,658	158	138,500	-	149,685	158	△11,185
警 察 費	62,625	251	62,374	58	62,284	193	90
教 育 費	269,321	6,164	263,157	1,940	264,434	4,224	△1,277
災 害 復 旧 費	594	-	594	-	6,190	-	△5,596
公 債 費	144,147	-	144,147	-	144,711	-	△564
諸 支 出 金	163,088	-	163,088	-	148,165	-	14,923
計	1,427,571	243,315 (17.0%)	1,184,256 (83.0%)	200,163 (14.8%)	1,151,566 (85.2%)	43,152	32,690

\* ( )は、歳出決算額(全体)に占める割合を示します。

(参考3) 新型コロナウイルス感染症関連事業及び東日本大震災関連事業の歳出決算額

新型コロナウイルス感染症関連事業及び東日本大震災に伴う震災関連事業の歳出決算額は 2,633 億 27 百万円で全体に占める割合は 18.4%となっています。

東日本大震災に伴う震災関連事業の歳出決算額は 197 億 33 百万円減の 200 億 12 百万円で全体に占める割合は 1.4%となっています。

なお、新型コロナウイルス感染症関連事業及び震災関連事業を除く歳出決算額は、前年度と比較すると 524 億 23 百万円、4.7%増の 1 兆 1,642 億 44 百万円となっています。

一般会計款別(目的別)における新型コロナウイルス感染症関連事業及び東日本大震災関連事業の歳出決算額 (単位:百万円)

区 分	令和3年度決算額			令和2年度決算額			増減		
	新型コロナ ウイルス 感染症 関連(A)	東日本 大震災 関連(B)	左記除く (C)	新型コロナ ウイルス 感染症 関連(D)	東日本 大震災 関連(E)	左記除く (F)	新型コロナ ウイルス 感染症 関連(A-D)	東日本 大震災 関連(B-E)	左記除く (C-F)
議 会 費	1,558	-	1,558	-	-	1,547	-	-	11
総 務 費	65,450	345	65,105	662	273	42,789	△317	△273	22,316
企画開発費	31,611	1,824	29,787	4,159	17	11,001	△2,335	△17	18,786
生活環境費	11,361	813	10,527	465	33	9,145	348	△12	1,382
保健福祉費	305,471	97,128	208,343	84,086	1	205,649	13,042	△1	2,694
労働費	2,249	105	2,144	43	-	2,125	62	-	19
農林水産業費	40,726	1,331	38,664	562	1,159	43,472	769	△428	△4,808
商 工 費	190,712	135,196	47,399	108,188	15,339	43,547	27,008	△7,222	3,852
土 木 費	138,658	158	127,676	-	22,495	127,190	158	△11,671	486
警 察 費	62,625	251	62,374	58	20	62,264	193	△20	110
教 育 費	269,321	6,164	263,153	1,940	4	264,430	4,224	-	△1,277
災害復旧費	594	-	594	-	-	6,190	-	-	△5,596
公 債 費	144,147	-	143,832	-	404	144,307	-	△89	△475
諸 支 出 金	163,088	-	163,088	-	-	148,165	-	-	14,923
計	1,427,571	243,315 (17.0%)	1,164,244 (81.6%)	200,163 (14.8%)	39,745 (2.9%)	1,111,821 (82.3%)	43,152	△19,733	52,423

\* ( )は、歳出決算額(全体)に占める割合を示します。



### Ⅲ 地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率等

#### 1 健全化判断比率

\* 令和3年度は見込み

前年度に引き続き、4指標すべてにおいて早期健全化判断基準未満となっております。

- ①実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質収支が赤字であった会計がないため、該当なしの見込みです。
- ②実質公債費比率は、前年度から0.3ポイント減の9.2%となる見込みです。
- ③将来負担比率は、充当可能な財源（基金）の増や、土地売却の促進などにより、前年度に比べ24.1ポイント減少し、172.8%となる見込みです。

( ) : 全国順位

区 分	令和3年度*	令和2年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	3.75%	5%
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	8.75%	15%
実 質 公 債 費 比 率	9.2%	9.5% (34位)	25%	35%
将 来 負 担 比 率	172.8%	196.9% (21位)	400%	

(財政指標の年度別推移) ※全国平均は加重平均

実質公債費比率

(単位:%)

区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3*
茨 城	14.1	13.9	13.3	12.1	11.0	10.2	9.8	9.6	9.5	9.2
全国平均	13.7	13.5	13.1	12.7	11.9	11.4	10.9	10.5	10.2	(未公表)

将来負担比率

(単位:%)

区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3*
茨 城	263.3	250.1	237.1	224.9	221.0	213.3	206.8	204.0	196.9	172.8
全国平均	210.5	200.7	187.0	175.6	173.4	173.1	173.6	172.9	171.3	(未公表)

#### 2 資金不足比率

前年度に引き続き、対象となる8つの公営企業会計すべてで資金不足は生じておりません。

区 分	令和3年度*	令和2年度	経営健全化基準	財政再生基準
資 金 不 足 比 率	—	—	20%	

※対象となる公営企業会計

水道事業会計、工業用水道事業会計、病院事業会計、鹿島臨海都市計画下水道事業会計、地域振興事業会計、流域下水道事業会計、港湾事業特別会計、都市計画事業土地区画整理事業特別会計

実 質 赤 字 比 率 : 一般会計等に係る実質赤字額の標準財政規模に対する比率(フロー指標)

連結実質赤字比率 : 全会計に係る実質赤字額の標準財政規模に対する比率(フロー指標)

実 質 公 債 費 比 率 : 一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率(フロー指標)  
[過去3年間の平均]

将 来 負 担 比 率 : 公営企業、出資法人等を含めた、一般会計等が将来負担すべき実質的負債の標準財政規模に対する比率(ストック指標)

資 金 不 足 比 率 : 公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率(フロー指標)

## (参考) 主な財政指標(普通会計)

経常収支比率は、地方交付税や地方税の増等による歳入の増により、前年度に比べ 6.0 ポイント減少し、88.3%となる見込みです。

( ) : 全国順位

区 分	令和3年度	令和2年度
財 政 力 指 数	0.63115	0.65584(9位)
経 常 収 支 比 率	88.3%	94.3%(31位)

(財政指標の年度別推移) ※全国平均は単純平均

### 財政力指数

区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
茨 城	0.59309	0.60690	0.61857	0.63309	0.63726	0.64490	0.64818	0.65525	0.65584	0.63115
全国平均	0.45529	0.46370	0.47338	0.49146	0.50540	0.51602	0.51754	0.52183	0.52320	0.50034

### 経常収支比率

(単位: %)

区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
茨 城	91.7	90.7	90.4	92.7	94.3	93.5	93.9	96.6	94.3	88.3
全国平均	94.1	93.1	93.5	94.1	95.4	95.2	94.6	95.4	94.7	(未公表)

財 政 力 指 数 : 基準財政需要額 (地方公共団体が妥当かつ合理的な平均水準で行政を行った場合に要する財政需要を示す額) に対する基準財政収入額 (標準的に収入しうると考えられる地方税等) の割合で、1に近いほど財源に余裕があるものとされ、1を超える団体は地方交付税の不交付団体となる。[過去3年間の平均]

経 常 収 支 比 率 : 経常的に収入される一般財源総額に占める、経常的経費に充当される一般財源の割合で、財政構造の弾力性を測定する比率として使われ、この数値が高いほど、一般財源に余裕がないことを示す。

保有土地等に係る実質的な将来負担への対策（一般財源における対策）

R3決算

【対策額・実質的な将来負担額】表側[]書きは実質的な将来負担額

区分	H21	H22～R3	R4	R5	R6～7	R8～11
一般財源ベース対策額	(134億円)	H22～R2:1,670億円 R3:26億円	25億円	19億円	19億円程度/年	(-)
※1						
うち住宅供給公社 三セク債償還費 [R3末:81億円程度] (R7で終了)	-	H23～R2:287億円 R3:26億円	25億円	19億円	19億円程度/年	-
うちTX沿線開発 [R3末:一億円程度]	-	H22～R2:252億円 R3:一億円	(-)	(-)	(-)	(-)
各期末の実質的な将来負担額	1,890億円程度	81億円程度(R3末)	56億円程度(R4末)	37億円程度(R5末)	一億円程度(R7末)	一億円程度(R11末)
※2						
三セク債除き	1,510億円程度	一億円程度(R3末)	一億円程度(R4末)	一億円程度(R5末)		

※1:土地開発公社、桜の郷整備事業、公共工業団地についてはH24に、開発公社についてはH25に、港湾についてはH26に、阿見吉原についてはR1に対策を終了。

※2:H21～R3は決算ベース、R4～11は現時点での試算(決算においては、土地処分収入の実情や地価動向などの影響もあり、変動する)。

TX沿線開発については、上下水道等の関連公共施設整備に係る負担金の一般会計による負担や、TX鉄道会社からの県貸付金償還金による繰上償還などの対策により、R3末の実質的な将来負担額(一般財源による要対策額)は0となっているが、今後の土地処分や地価の動向によっては、将来負担額が生じる可能性がある。

# 総務企画委員会説明資料

総務部管財課

項目	県庁舎11階アトリウムの利用拡大について
<p><b>1 概要</b></p> <p>県庁舎 11 階のアトリウムについては、令和 3 年 9 月にリニューアルし、特徴あるオープンな空間を生かして、県の事業に関係する講演会や報告会などを行ってきた。</p> <p>今般、アトリウムの更なる利活用を図るため、新たに、フロアの一部を、民間の会議、セミナーやコワーキングなど、ビジネス等での利用に提供し、貸し出しを行うこととしたもの。</p>	<p><b>2 利用（貸出）エリア</b></p> <p>11 階アトリウムの東側に、利用目的(団体・個人)に対応した 2 つのエリアを設定</p> <p>①セミナーゾーン（団体）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 20 人程度まで利用可。100 インチスクリーン(プロジェクター)、音響設備あり</li></ul> <p>②コワーキングゾーン（個人）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ ボックス席（4 人掛）： 2 か所、個人席： 3 席</li></ul>  <p><b>3 利用方法等</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○利用開始：令和 4 年 9 月 26 日(月)から（9 月 16 日(金)より受付開始）</li><li>○利用時間：平日 9 時～18 時（最大 21 時まで利用可）</li><li>○利用料金：①セミナーゾーン：1 日 2,000 円 ②コワーキングゾーン：1 日 200 円(1 人当たり)</li></ul> <p>】 当分の間、5 日間まで 無料とする。</p> <p>※県庁の電子手続きを推進するため、申込受付は、「いばらき電子申請・届出サービス」のみとする(料金支払は、インターネットバンキングまたはクレジットカード決済)。</p>